



され、また、昭和四十年十二月には、推されて本院副議長となり、以降二期にわたり重責を果たされたのであります。私もその後二期四年間副議長の職を汚しましたが、国民の期待する民主政治の確立と円滑な運営のために、あくまで誠実、真剣なあなたの努力は、数多くの教訓を我々に残してくれました。（拍手）

同時に、党にあっても、民主党、改進党、自由民主党の副幹事長、また二度にわたる自民党国対委員長を歴任し、重要施策の立案、成立に大きな役割を果たされたのであります。

だが園田君、あなたの多彩な政治経験のうちさん然と輝いているのは、再三にわたり歴代内閣の閣僚として要職につかれたことであります。

昭和五十一年、第一次福田内閣が成立するや、内閣官房長官として総理の名女房役に徹せられましたが、その前後、厚生大臣を二期、また外務大臣としては、福田、大平、鈴木内閣の三代にわたりて就任され、すぐれた議見と業績を上げられました。

昭和四十二年、第二次佐藤内閣の厚生大臣に初入閣されたあなたは、政治は貧乏人のためにこそあるという、かつての戦場生活の信念から、水俣病その他を公害病と断固として認定、公害対策の推進に道を開かれたのであります。（拍手）当時の新聞社説では、「どこまでも筋を通した園田厚相の英断にまず拍手を送りたい。」と述べておりま

す。次に、三期にわたる外務大臣時代は、園田君、あなたにとり政治生命の花開いたときでありました。マントフィールド駐日米大使が、日本の外交を戦後初めて国際政治の表舞台に押し上げた男と評価されたとおり、「空飛ぶ外務大臣」として全世界を駆けめぐり、園田外交の名声を国際的に高めたります。（拍手）

東西関係はもちろん、南北、中東、難民等の諸問題に至るまで手広く取り上げたあなたは、昭和五十三年、国連軍縮特別総会においても歴史的な

演説を行いました。その一節を述べれば、「私は核兵器の問題を考えると、マンモスがおのれのきばのゆえに絶滅への道をたどらざるを得なかつたことに思い至らざるを得ない。核兵器国がこの点に思いをいたし、自制する態度を強く望む」と厳しく超大国の横暴を戒め、被爆国日本の立場から、核軍縮の重要性を訴えました。（拍手）

この点につき、かのノーベル平和賞受賞者であるノエルベーカーが、その知的な透徹さのゆえに極めてユニークな堂々の弁と評価し、外相は今や軍縮問題の思想的リーダーの一人として国際的な存在であると称賛しておりますが、あなたの平和に対する烈々たる決意と情熱は、全世界の人々の注目を浴び、大きな共感を受けたのであります。

（拍手）

しかし園田君、あなたが後世の歴史に不滅の功績を残したのは、何といっても日中友好条約の締結であります。

思えばともに若かりし時代、日中友好こそ敗戦日本の唯一の活路であり、かつての侵略者日本が今こそ中国に手を差し伸ばすのが我々の道義であると確信をしていたあなたと私は、思想信条を異にするとはいっても、あらゆる困難の中で一貫してそ

の実現に努め、四半世紀後の昭和五十三年八月

あなたはみずから北京に赴き、当時の鄧小平副主席を開かれたのであります。昭和五十三年八月の英断にまず拍手を送りたい」と述べておりま

す。

次に、三期にわたる外務大臣時代は、園田君、あなたにとり政治生命の花開いたときでありました。マントフィールド駐日米大使が、日本の外交を戦後初めて国際政治の表舞台に押し上げた男と評価されたとおり、「空飛ぶ外務大臣」として全世界を駆けめぐり、園田外交の名声を国際的に高めたのであります。（拍手）

あなたは、この眞髓に基づき、いよいよ政治家として円熟の境地に達し、保守党の偉大な指導者として期待されているとき、また、激動する国際問題に至るまで手広く取り上げたあなたは、昭和五十三年、国連軍縮特別総会においても歴史的な

生き、突如として逝かれました。まことに惜しまれておりあり、哀悼痛惜のきわみにたえません。

しかし、あなたの強い信念とたくましい行動力に基づく輝かしい数々の業績は、末長く内外の人々の胸にとどめられ、政治家の範として、いつまでも語り伝えられるであります。（拍手）

園田君、ここにありし日の面影をしのび、御功績をたたえ、心から御冥福を祈り、お別れの言葉をいたします。（拍手）

日程第一 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出）  
○議長（福永健司君） 日程第一、国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長宮崎茂一君。

〔宮崎茂一君登壇〕

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○宮崎茂一君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における涉外婚姻の増加等の実情にかんがみるとともに、女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、子は、父または母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとすること、

第二に、準正により日本国民の嫡出子たる身分を取得した外国人及び日本の国籍を留保しなかつたことにより日本の国籍を失った者等で所定の要件を満たす者は、法務大臣に届け出ることによつた。

七一六

て日本の国籍を取得することができるものとすること。

第三に、日本国民の配偶者である外国人の帰化条件については、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件を定めるものとするとともに、生計条件、重国籍防止条件等についても、これを緩和するものとすること。

第四に、出生により外国の国籍を取得した日本人で国外で生まれたものは、日本の国籍を保留する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失うものとすること。

第五に、重国籍者は成年に達した後一年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないものとする国籍の選択の制度を新設することとし、外国人の国籍を有する日本国民が、その外国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失うものとすること。

第六に、改正法施行後三年間は、改正法施行前に日本国民である母から出生した子及びその者の子は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を取得し得るものとすること。

第七に、外国人と婚姻した場合には、日本人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によって新戸籍を編製するものとすること。

第八に、外国人と婚姻した者が外国人である配偶者の称している氏を称しようとする場合、または、外国人たる配偶者の称している氏に変更した者が離婚をした場合には、それぞれ定の期間内は、家庭裁判所の許可を得ることなくその氏の変更の届け出をすることができるものとすること等であります。

委員会においては、四月三日提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、去る二十日質疑を終了いたしました。

次いで、採決を行った結果、本案は全会一致し

もつて原案のとおり可決すべきものと決しました。



昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案外一案

七一八

体が自主性、自律性を十分発揮できるよう制度を決め、運営をしていくことが必要であり、そのためには、地方財政の確立がどうしても必要不可欠であると述べておみえになるのであります。また、自治大臣は、この法案の趣旨説明の中で、現下の地方財政は巨額の借入金を抱え、これ以上の借り入れは地方財政の基盤を揺るがせかねない状況にあり、地方財政の抜本的な改善が緊急の課題であると述べておられるのであります。

このような地方自治、地方財政に対する認識につきましては、私は、総理、自治大臣と全く同じ認識を持っておりますが、しかし、どういうわけか、今回提案をされております地方交付税法等の一部を改正する法律案の内容を詳細に検討してまいりますと、総理や自治大臣の言葉と裏腹に、全く逆の、地方自治をないがしろにした、国の失政を地方に押しつけた改正内容であると断ぜざるを得ないのであります。

ちなみに、昭和五十九年度の地方交付税の総額は八兆五千二百二十七億円で、前年に比較して三千四百五十八億円、三・九%の減額であります。

地方交付税の総額が前年度より落ち込むということは、交付税制度創設以来初めてであった昨年度に引き続き二度目であります。中曾根さんが総理に就任される以前には、どんなに国家財政が厳しい状況にありましても一度もなかつたことであります。このことは、言葉とは裏腹に、総理の方自治に対する姿勢を如実に示しておるところであると思うのであります。地方自治に対する冷たい仕打ちを国民並びに三千数百に及ぶ地方公共団体の関係者すべてが実感として感じているところであります。

以下、私は、この法案に反対する理由を具体的に申し述べてまいりたいと思います。

その第一は、今回の法改正の主な内容であります。昭和五十九年度以降の交付税及び譲与税配付金勘定における新たな借り入れ措置は原則として行わないこととし、当分の間、法律の定めるこ

とにより、地方交付税の総額について特例措置を講ずることとしたことについてであります。

そもそも、現下の地方財政の危機は、昭和五十九年度以降、毎年地方財政が巨額の財源不足を生じて、いたにもかかわらず、その穴埋めを交付税特別会計における借り入れ措置と建設地方債の増発で賄うという小手先の策を弄し、根本的な解決策をなさざりにしてきた結果であるであります。自主財源が三割程度しかない地方財政は、昭和五十九年度末の借金の累積が約六十兆円にも上ると見込まれており、國の台所以上に厳しい状態に陥っているのであります。これを打開する唯一の道は、我が党が從来から主張しております交付税率の引き上げを実施する以外には考えられないところであるのであります。

自治大臣は、今回の特例措置が地方交付税法第六条の三第二項の規定による措置であると述べておられます。が、元來、地方交付税法第六条の三第二項に言うところの制度の改正とは、地方税制の改正等により構造的に生じている地方財政の過不足を解消できる程度のものでなければならぬのあります。つまりに、余りにも法を無視した論弁であると言わざるを得ないのであります。

第二点は、政府が昭和五十九年度の地方交付税の総額の特例措置として増額した三千四十九億円の内容についてであります。

この増額分は、交付税特別会計で昭和五十九年度に予定しております借入金の償還を繰り延べることによる増加額一千二百八十九億円と、昨年までの自治、大蔵両省間の取り決めに基づく臨時地方特例交付金いわゆる利差臨特、地域特例臨特、財対臨特に相当するものが一千四百六十億円を占め、これ以外の純粹な昭和五十九年度の特例措置は三百億円にすぎないのであります。しかも、この三百億円については、昭和六十六年度

以降精算されることになっているのであります。これでは、政府の言う五十九年度の特例措置は、質的には地方財政に対し何ら財源措置を講じていません。

この問題につきましては、我が党は昨年も厳しく追及したのであります。が、自治大臣は、五十九年度の臨時的な措置であるとして、大蔵省のごりを得ません。

自治省は、交付税特別会計の借入金は地方公共団体共通の借金だと説明をしてまいりました。にもかかわらず、それを廃止をして個々の地方公共団体にその肩がわりをさせることについてはどのようない説明をされるのか、私はこれについても疑問を持つものであります。また、自治省は、財源対策債の元利償還金については、基準財政需要額に算入し、将来とも交付税で措置をしていくと説明をしていますが、五十九年度の特例措置として計上されました三百億円と同様、将来の交付税を先食いするもので、実質的な交付税率の引き下げにつながるものであるのであります。本来、各年度で対処すべき財源不足のツケを先送りすることは、将来の地方財政に重大な禍根を残す結果となり、交付税制度の破綻を招くことは必至であるのであります。

第三は、昭和五十年度以降昨年までの間に累積した交付税特別会計における資金運用部資金からの借入金十一兆五千二百十九億円の取り扱いについてであります。

それを事あるごとに政府は、今後は交付税特別会計の借入金のうち国が負担することとされております五兆八千二百七十八億円を一般会計に移し、残りの五兆六千九百四十一億円については、今後これに係る利息も含めて地方が負担をするといふ大改悪を実施しようとしておるのであります。利息の全額国庫負担は、大蔵、自治両大臣の間で覚書を取り交わされており、厳然と確立されたルールであるはずであります。それを

○議長(福永健司君) 横江君、簡単に願います。

○横江金夫君(続) 以上、私は、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から意見を申し述べてまいりましたが、皆様の御賛同を賜りますよう強くお願ひをいたしまして、反対の討論を終ります。(拍手)

○議長(福永健司君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福永健司君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸

君の起立を求めます。

「贊用者起立」

○議長(福永健司君) 起立多數。よつて、兩案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

## 臨時教育審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、臨時教育審議会設置法案について、趣旨の説明を求めます。文部大臣森喜朗君。

○國務大臣（森喜朗君）臨時教育審議会設置法案を  
について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が國の教育は、國民のたゆみない努力により  
著しく普及し、その水準は国際的にも高く評価され、我が國の成長と発展に重要な役割を果して  
きております。特に、戦後において、その急速な  
普及充実が図られ、國民全体の教育水準の向上に  
大きく寄与してきたところであります。

量的拡大等は、教育のあり方に対しても大きな影響を与えており、今や教育改革の必要性が各方面から指摘されるに至っております。

このような教育改革に対する国民の要請を踏まえ、今後とも我が国が活力ある国家として安定して発展していくことができるよう、二十一世紀

して教育全般にわたる改革を推進していくことが、緊急かつ重要な課題となつております。

そこで、政府全体の責任において、長期的展望のもとに教育改革に取り組む必要があると考え、このたび、各界の人格識見ともにすぐれた方々を委員にお願いして、臨時教育審議会を総理府に設置することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

まず第一に、今後に於ける社会の変化及び文化の發展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、教育の目的の達成に資するため、臨時教育審議会を総理府に置くことといたしております。

第二に、審議会は、内閣総理大臣の諸間に応じ、教育及びこれに関連する分野の諸施策に関し、必要な改革を図るために方策に関する基本的な事項について調査審議して答申するとともに、意見を述べることをその所掌事務としており、また内閣総理大臣は、この答申または意見を尊重しなければならないことといたしております。

第三に、審議会は、文部大臣の意見を聞いて内閣総理大臣が任命する二十五人以内の委員をもつて組織するとともに、文部大臣の意見を聞いて内閣総理大臣が任命する専門委員を置くことができることといたしております。また、審議会の事務局を処理させるため、事務局を置くことといたしております。

このほか、審議会は、國の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがあります。されど、この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日に失効することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でござります。（拍手）

えながら、総理及び文部大臣に若干の質問を行いたいと存じます。

中曾根総理は、今国会の施政方針演説において、三つの基本的改革を挙げ、その一つに教育改革を取り上げ、その断行をうたつておられます。が、教育改革の必要性は、改めて申し上げるまでもなく、既に国民的合意ができ上がっていると考えられるのであります。この意味から、広範な分野にわたつて論議と改革を進めるために臨時教育審議会を設置することは、極めて時宜にかなつております。本国会においても多くの党、会派の基本的な御賛同を得つたある現状は、まことに喜ばしいことであると考えていいのであります。(拍手)

ところで、私自身、戦後教育を受けてきた者であります。が、その体験に照らしまして、戦後教育の幾つかの基本的問題点を挙げ、その反省の上に立った教育改革が進められるべきであると考えておきます。

戦後教育の第一の問題点は、あき平等主義の考え方が蔓延していることであります。

確かに、我々の我が國の教育は、教育の幾つか

等の理念のもとにその普及と充実が図られてまいりました。教育基本法第三条は「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じて教育を受ける機会を得なければならない」とうたっておりまます。しかし実情は、能力に応じる教育よりも、ひとく教育を受けるということが強調され、その結果として、教育における形式的、外面向的な平等観、すなわち懸念平等主義がはびこっているのであります。

具体的な実例を申し上げますと、例えば能力別、習熟度別クラス編制は差別教育であると切って捨てられ、あるいは成績簿にすべてのをつけてはばかりない、そういう先生までが出現する始末であります。また学校制度も、六・三・三・四といふ極めて単純化した姿となっており、児童の個性や能力を十二分に伸ばす仕組みとなつております。画一化した教育の欠陥が落ちこぼれ児童を生

臨時教育審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説

明に対する質疑

して醫師の通告がありま  
す。町村信孝君。  
〔町村信孝君登壇〕

み、校内暴力や非行を生む温床となつてゐるのでないでしようか。子供の個性、能力、発達度に応じたより多様な、より弾力的な教育が実現できること、現在の諸施策を見直すことが、今次教育

改革の一つの基本として取り上げられるべきであると考えますが、総理の御所見を承ります。

第二の問題点は、戦後教育において、自由と権利が偏重され、責任と義務が軽視されていることがあります。

が、国民の権利に関する記述は数ページに及び、他方、国民の義務に関する記述はわずか数行で片づけられています。学校で暴力事件が起きても、親は学校が悪い、先生が悪いと言つて親の教育義務を放棄し、先生は先生で社会が悪い、政治

が悪いと言つてはばかりないのが現状であります。さらに一部の教員は、労働者としての権利のみを主張し、先生としての義務も誇りも放棄して顧みないのであります。権利と義務は表裏一体関係にあるという民主主義の大原則を改めて教育改革の基本的視点に置くべきであると私は考えますが、総理はこの点をいかにお考えでしようか。

第三の問題点は、戦後教育の中で、個人の尊厳を強調する余りに、国家の意義や日本のすぐれた文化と歴史を軽視し、いわば無国籍者を育てる教育を行ってきたという点であります。(拍手)

であると明示されておりますが、果たしてこの目標に向かって正しい教育が行われているでしょうか。今日のような国際化時代にこそ、正しい国国家観と愛国心を持つた国際人を育てなければならぬと思います。みずから国家を愛せない人間が、どうして世界の人々を愛することができるのでしょうか。また、卒業式や入学式といつた大切な校内行事の折、国旗を掲揚し、国歌を歌う学校がほとんど見られない現状を私は深く憂う

るものであります。(拍手)  
以上述べました三点は、戦後教育の基本的問題であると考えておりますが、かかる教育の現状と教育改革の基本的理念について、総理の御所見を承りたいと存じます。

さらに、もう一点、総理に伺いたいのは、臨時教育審議会を総理府に設置することとした意味であります。

私の理解によれば、この審議会で取り上げる事項は、単に文部省固有の問題にとどまらず、幅広く教育に関する各省の施策についても検討し、政府全体としてその改革に全力を傾けるとの趣旨であると思われます。こうした強い決意で教育改革に取り組むのであれば、答申の結果、仮に財政支出の増加を伴うものが出てきたとしても、単に財政再建を理由に教育予算の充実を見送ることがあつてはならないと考えますが、総理の御決意のほどをお示し願いたいのであります。

次に、本法案に関して、文部大臣に伺いたいと存じます。

第一に、本法案の第一条によれば、今回の教育改革は、教育基本法の精神にのっとる旨が明記されております。

しかし、私は、先ほど総理にお尋ねをした戦後教育の諸問題、すなわち恩平等主義、権利の偏重、国を愛する教育の欠如などが生じてきた背景には、戦後教育の根幹をなす教育基本法にその原因の一端があるのでないかと考えざるを得ないであります。さらに、昭和四十五年七月、東京地裁において出された教科書検定に関する杉本判決のような誤った法律解釈を生む教育基本法第十三条も現状のままでよいのかという疑問を持たざるを得ないところであります。私は、臨時教育審議会の検討の結果、仮に教育基本法の改正が取り上げられたとしても、それは本法案の言う「教育基本法の精神にのっとり、」という文言に抵触しないものと理解をしておりますが、文部大臣の御所見を賜りたいと存じます。

第一は、教育改革推進に当たって、幅広い国民的合意を形成していく必要があるということです。

そのため、本法案第五条で言う審議会の委員は、文字どおり、個人として人格識見ともにすぐれた方々でなければならず、特定の団体の代表という形で人選を進めるべきではないと考えます。

その意味から、学識経験者、言論人、経済人、実際に児童を持つ父兄、さらに偏った思想を持たない教員など、まさに幅広い分野から選ばれる必要があります。

文部大臣の方針をお聞かせ願いたいと存じます。

さらに、審議会の運営上の問題として、審議会が開くべき意見が出されますが、本

定観念にとらわれず、自由闊達な意見を出し合つて合意を形成することが望ましいのであります。

次に、本法案に関して、文部大臣に伺いたいと存じます。

第一に、本法案の運営上の問題として、審議会が開くべき意見が出されますが、本

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 町村議員にお答えをいたします。

まず、教育に対する認識と基本的理念いかんと御質問でございます。

最近の教育の現状を見ますと、社会の急激な変化及び教育の量的拡大、それに加えまして、ややもすれば教育の制度自体が硬直化している嫌いがありますし、人間中心の教育というよりも、むしろ試験制度やその他の面におきまして子供たちを

また、教育をめぐる環境も大きく変化しておる状態でございまして、家庭並びに企業並びに社会全體としても、教育と一環のもとにこれを考えてみる必要が出てきていると思います。

そういう観点に立ちまして、非常に国民的な基礎に立ち、幅広い、しかも長期計画に立った教育の改革を行わんと考えておるものでござります。

そこで、審議の公開は、このような自由な討論の妨げになるおそれがあると私は考えております。文部大臣の御意見を賜りたいと存じます。

最後に、私は、改革案が実施される段階の課題として、教員の資質の問題を取り上げたいと思いま

ます。

教育は人なりと言われているように、実際に教

育の現場に当たる教員の強い使命感と自覚がなければ、この審議会からいかに立派な改革案が作出

れるとともに、絵に描いたもとに終わってしまう

おそれがあります。このような観点から、教員の

資質の向上のため、教育委員会による研修を確実に実施するとともに、その充実を図ること、また

命感と情熱にあふれた教員を確保するため、正式採用前に一定期間のインターフン制を新たに導入

するなどが必要であると思いますが、文部大臣の御所見を賜りたいと存じます。

以上、限られた時間ですので、今次教育改革にかかる諸問題の一端をお伺いたしまして、私

の質問とさせていただきます。(拍手)

次に、臨教審を総理府に置くことと財政支出の問題でございますが、これは今次の教育改

革につきましては、内閣全体でこれを取り組もう

べき目的であります。(拍手)

次に、臨教審を総理府に置くことと財政

支出の問題でございますが、これは今次の教育改

革につきましては、内閣全体でこれを取り組もう

べき目的であります。

財政の問題につきましては、教育の改革がすぐ

ぱならないと思います。今回の審議会におきまし

ても、いよいよ具体案を作成なさるというときに当たりましては、あくまで審議会の自主性においておつくり願いたいと思いますが、そのときにおきましても、現在の財政状況につきましては、やはりある程度お考えの上に答申が行われるものと私は期待しております。

以上で、残余の答弁は関係大臣にお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(森喜朗君登壇) 〔國務大臣森喜朗君登壇〕

上へ、残余の答弁は関係大臣にお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(森喜朗君登壇) 〔國務大臣森喜朗君登壇〕

改革は国民全体にかかわり、我が国の将来を左右する重要な課題でありますので、広く国民各界各層の意見が反映されるよう、教師や父母等を含めた幅広い分野の方々をお願いすべく、今後慎重に検討したいと考えております。

臨教審の審議を公開するかどうかは審議会において決定すべき事柄でございますが、審議の状況をそのまま公開することは、一面において委員の自由な発言が制約され、ひいては審議会の自主性に影響を及ぼすことになるなどの問題があることは御指摘のとおりでございまして、例えば、審議経過の概要を必要に応じて適宜公表する、地方公聴会を開催する、あるいは各種アンケート調査の実施や論文の募集など、さまざまな工夫を尽くすことによって、広く国民の理解と協力を得ることが望ましいと考えております。

御質問の第三点はインター制度の導入であります。インター制度とは、特別の身分において一年程度の期間、任命権者の計画のもとに実地訓練を行わせ、その成績によって教諭に採用する制度をいうものと考えられます。この制度につきましては、まず現行の公務員制度との関係、二つ目には財政上の問題がござりますので、諸般の事情を考慮しつつ慎重に検討していく必要があると考えております。

文部省といたしましては、教員の資質の向上について、いわゆる人材確保法に基づく優秀な教員の確保、新任教員研修を初めとする各種研修の充実、教員としてふさわしい者を選抜するための採用方法の改善などの施策を講じてきました。ございますが、今後とも教員の資質向上の問題は、臨教審における審議のことも含め、積極的に取り組んでまいり所存でございます。(拍手)

○謹長(福永健司君) 小川仁一君。

[小川仁一君登壇]

○小川仁一君 私は、日本社会党・謹憲共同を代表し、ただいま提案されました臨時教育審議会設

置法案に対し、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

少年非行や校内暴力、登校拒否、高校中退者の激増など子供を取り巻く状況は深刻さを増しておられます。これらの背景には、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。それが学歴社会と結びついて、受験地獄と学校間格差、偏差値教育、過密な教育内容など、いわゆる教育荒廃が最大の問題であることを国民が共通した認識として持つことがあります。したがって、我が党は、国民の合意と参加による教育改革を強く求めるものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

しかし、中曾根総理、あなたが主張する教育改革には、重大な前提が欠け落ちてはいませんか。それは、長年文教政策を担ってきた自民党・政府がその責任を反省していないということになります。現在の教育のさまざまなひずみに悩んでいる子供や父母に対して率直に反省を語らなければ、教育改革は実り薄いものになるでしょう。教育荒廃を生み出した文教政策の反省と国民に対する責任について、総理並びに文部大臣の御見解を伺います。

中曾根総理は、文部省の教育行政に抜きがたい不信感をお持ちではないでしょうか。日ごろの言動にもしばしば見受けられましたし、今回は、文部省が第十四期中教審を準備していることを知りついて、いわゆる人材確保法に基づく優秀な教員の確保、新任教員研修を初めとする各種研修の充実、教員としてふさわしい者を選抜するための採用方法の改善などの施策を講じてきたところでございますが、今後とも教員の資質向上の問題は、臨教審における審議のことも含め、積極的に取り組んでまいり所存でございます。(拍手)

○謹長(福永健司君) 小川仁一君。

〔小川仁一君登壇〕

○小川仁一君 私は、日本社会党・謹憲共同を代表し、ただいま提案されました臨時教育審議会設置法案に対し、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

教育基本法第十条は、教育は不当な支配に服することを否定し、国家権力が教育に介入することを敵しく戒めています。しかるに、この法案は、

置法案に対し、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

大臣が任命し、会長は委員の中から総理大臣が指名することになっています。

これは国家権力が教育に直接介入し、教育の中立性を脅かすことになり、国民は強い危惧の念を持っています。

あります。



いく所存でございます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○國務大臣(竹下登君) お答えいたします。

教育予算の多い少ない、このことは必ずしも教育の水準を決定するとは思っておりません。しかし教育予算につきましては、従来から、厳しい財政事情のもとにあります。必要な予算は確保してきたところであります。教育の改革は、その内容いかんによつては、かえつて効率化、合理化によりまして財政負担を軽減する場合もありましても、必ずしも財政負担を増大させるものであるといふ決め方をしてかかるべきものではございません。

いづれにしましても、今日、財政再建が国民的課題であるという現実を考慮いたしますならば、どんな政策もこれに立脚したものでなければ現実的なものとはなり得ない、この基本認識の上に立っております。(拍手)

○副議長(勝間清一君) 神崎武法君。

〔神崎武法君登壇〕

○神崎武法君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案につきまして、総理並びに文部大臣に対し質疑を行うものであります。

我が国の教育は、六万六千の学校、二千八百万人の在学生、そして百三十万人の教職員といふ数の上でまさに世界に誇り得る立派な規模となつたと言えましょう。しかし、その反面、落ちこぼれや登校拒否、校内暴力、非行問題など深刻な問題が山積しております。受験競争と試験の中での無気力、無関心、無感動等の四無主義、五無主義と言われる状況が子供の間に見られるようになつています。

教育の目的は機械をつくることではない、人間をつくることであると言つた思想家がおりました。

申すまでもなく、教育の目的は人間形成にあ

るはずなのに、かえつて教育が子供の人間性を奪つているとさえ見える実情であります。このよ

うに、だれの日にも明らかな教育の荒廃があり、その原因はさまざまな要素が複合的に重なり合い、さながら複合汚染とも言われる状況にあります。

その背景は、明治以来今日に至るまでの学校を中心とした教育制度が、最近の急激な社会変化に対応し切れないで取り残されているためであり、私は、今こそ二十一世紀を展望した教育改革に当たらなければならぬと思うのであります。(拍手)

教育改革に当たって最も重要なことは、いかなる教育理念のもとにこれを推し進めるのかといふことであります。言いかえれば、教育改革によつてどのような人間をつくるうとしているのかを明らかにすることであります。

根本に人間に對する深い洞察と理解があつて、そ

の上に教育の明確なビジョンと方法が確立されていかなければならぬであります。今日では、教育の重要性はもはや国家だけの問題ではありません。世界人類の運命、文明の未来は、まさしく教育にかかっていると言つても過言ではありません。(拍手)

人間知の開発を忘却した文明は、やがて時代の推移とともに朽ち果て滅び去つていくことは、

古今東西の歴史が明確に示しているところであります。特に、教育の効果は、二十年後、三十年後

にあらわれるとも言われるだけに、教育こそ二十

世紀の我が国、そして人類の消長を決定する

ものであるとの認識に立つて、確固たる教育理念のもとに教育改革を行わなければなりません。

私は、この教育理念は、まず何よりも人間に対する徹底して深い洞察と理解、そして愛情がその

根幹とならなければならないと考えるのであります。

教育は百年の大計であると叫ぶ政治家が、教育を當面の党利党略の道具としたり、教育を國家統

制の手段にするようなことは許されません。当事

者である子供や生涯学者としての社会人はもとより、親と教師、学校と地域、そして社会の各分

野の人々が協力し合い、多元的な国民合意を形成しつつ、教育の現状の改善、改革に取り組み、こ

の国民的事業を推進していくべきであると私は思

うのであります。

こうした観点に立つて見ると、中曾根総理の

戦後政治の総決算の一環として位置づけられる戦

後教育見直しに、大きな危惧の念を感じるものであります。率直に申しまして、総理が自身の政権

思うのであります。

総理は、いかなる教育理念のもとに教育改革を行お考へなつか、また、教育改革によつてどの

ような人間をつくるうと考えておられるのか、この点について、まず総理の御所見を伺いたいと思

います。(拍手)

これまで我が国は教育制度は学校教育を中心とした教育制度が、最近の急激な社会変化に対応し切れないで取り残されているためであり、私は、今こそ二十一世紀を展望した教育改革に当たらなければならぬと思うのであります。(拍手)

教育改革に当たって最も重要なことは、いかなる教育理念のもとにこれを推し進めるのかといふこと

であります。言いかえれば、教育改革によつてどのようないかに人間をつくるうとしているのかを明

らかにすることであります。そのためには、まず

根本に人間に對する深い洞察と理解があつて、そ

の上に教育の明確なビジョンと方法が確立されていかなければならぬであります。今日では、教育の重要性はもはや国家だけの問題ではありません。世界人類の運命、文明の未来は、まさしく教育にかかっていると言つても過言ではありません。(拍手)

人間知の開発を忘却した文明は、やがて時代の推移とともに朽ち果て滅び去つていくことは、

古今東西の歴史が明確に示しているところであります。特に、教育の効果は、二十年後、三十年後

にあらわれるとも言われるだけに、教育こそ二十

世紀の我が国、そして人類の消長を決定する

ものであるとの認識に立つて、確固たる教育理念のもとに教育改革を行わなければなりません。

私は、この教育理念は、まず何よりも人間に対する徹底して深い洞察と理解、そして愛情がその

根幹とならなければならないと考えるのであります。

教育は百年の大計であると叫ぶ政治家が、教育を當面の党利党略の道具としたり、教育を國家統

制の手段にするようなことは許されません。当事

者である子供や生涯学者としての社会人はもとより、親と教師、学校と地域、そして社会の各分

野の人々が協力し合い、多元的な国民合意を形成しつつ、教育の現状の改善、改革に取り組み、こ

の国民的事業を推進していくべきであると私は思

うのであります。

き詰まりから国民の関心をそらすために教育改革を利用するのではないか。または、戦後教育を支

えた憲法、教育基本法の見直し作業を画策し、戦前への回帰を意図しているのではないかと

いう疑問を持つのは私一人ではないと思うのであります。

総理が、このたび教育改革を決断された真意は

行うお考へなつか、また、教育改革によつてどの

点において、まず総理の御所見を伺いたいと思

います。(拍手)

これまで我が国は教育制度は学校教育を中心とした教育制度が、最近の急激な社会変化に対

応し切れないで取り残されているためであり、私は、今こそ二十一世紀を展望した教育改革に当た

らなければならぬと思うのであります。(拍手)

教育改革に当たって最も重要なことは、いかな

る教育理念のもとにこれを推し進めるのかといふ

ことであります。言いかえれば、教育改革によつて

どのようないかに人間をつくるうとしているのかを明

らかにすることであります。そのためには、まず

根本に人間に對する深い洞察と理解があつて、そ

の上に教育の明確なビジョンと方法が確立されていかなければならぬであります。今日では、教育の重要性はもはや国家だけの問題ではありません。世界人類の運命、文明の未来は、まさしく教育にかかっていると言つても過言ではありません。(拍手)

人間知の開発を忘却した文明は、やがて時代の推移とともに朽ち果て滅び去つていくことは、

古今東西の歴史が明確に示しているところであります。特に、教育の効果は、二十年後、三十年後

にあらわれるとも言われるだけに、教育こそ二十

世紀の我が国、そして人類の消長を決定する

ものであるとの認識に立つて、確固たる教育理念のもとに教育改革を行わなければなりません。

昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号

七二四

地方自治体の代表を加えるよう努力すること、審議は原則として公開とすること、委員は両議院の同意を得て任命することなどを提言してまいりました。これらの提言についての総理のお考えをお聞かせ願いたいのであります。

さきに、総理は、私の諮問機関である文化と教  
育に関する懇談会の報告を重要参考資料にすると  
発言したと伺っておりますが、総理は当報告の内  
容についてどのような感想を持っておられるの  
か。この点について、私の諮問機関の下請的な機  
関として公的な臨時教育審議会を位置づけてい  
るとの批判がありますが、総理はどのように考えて  
おられるのか。また、当報告の扱いを今後どうさ  
れるのか、お聞かせいただきたいと思います。  
さらに、重要な参考資料として、このほかにど  
のようにものを見定されているのでありますよう  
か。例えば、明治初期と第二次世界大戦直後の激  
動期の教育改革に次ぐ第三の教育改革案と銘打つ  
た昭和四十六年の答申を中心とする中教審の提言  
を、このたびの教育改革の中でどのように位置づ  
けているのか伺いたい。

申について、八、九割はいろいろな形で改善していると答弁されておりますが、具体的に何についで改善し、何について改善していないのか、明らかにしていただきたい。

次に、教育改革の当面の主要課題としては、内暴力を初め入試制度、幼児教育、家庭教育、学校教育、社会教育、教員の資質等広範な分野にわたるものと考えられますが、総理は何をもって教育改革の最優先の課題と認識しておられるのか。また、現段階で総理は諸問題事項をどのよしなものとしたいと考えておられるのか伺いたい。

次に、総理は、教育基本法を変える考えはないと明快な答弁を行い、基本法第四条の義務教育年限九年の原則も堅持する、変えないと答えておられます。しかし、当審議会において、義務教育年

答申尊重義務を盾に基本法改正に踏み込むことがあり得るのかどうか。また、予算委員会等で論点となった基本法第一条「教育の目的」、第四条「義務教育」、第十条「教育行政」のはが各条文についての見直しを諮問する意向があるかということを、さらに念を押して伺います。

最後に、教育改革案が作成される場合、特に学校制度改革については、重要な課題であるところから、ペイロットスクール構想を実施した上でその結論を出すべきであります。しかし、当審議会が三年という期間で果たして結論を出せるのか、むしろ不可能であろうと考えるのであります。總理は、学校制度改革を含めた諮問を行う所存なのか、その場合どのよな対応をなされるのか、明確にしていただきたいのであります。

以上、数点の質問につき總理並びに文部大臣の明快な答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣總理大臣(中曾根康弘君) 神崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、教育理念の問題でございますが、やはり人格主義あるいは理想主義、そういうものを中心にした民主主義的な立派な日本人、世界的日本人をつくっていく。そして二十一世紀を担うに値する青年たちをはぐくんでいきたいというのが私たちの教育改革に対する理念でございます。

また、生涯教育に関する御質問がございましたが、教育は学校教育のみならず幼児期からの生涯全般にわたるものであり、いわば受胎から墓場まで、全生涯が教育の過程である、このように考えておるものであります。

次に、教育改革を決断した真意は何であるかといたところでございますが、最近の社会の激変や文化の発展に対応し得る教育の実現、それに向かって進もうと考えたわけであります。憲法ある

るいは教育基本法の精神にのっとって行う考え方でござります。もとより教育の中立性を守り、政略的な考え方などは毛頭ございません。行政改革も財政改革も別に行き詰まっている状況ではございませんで、こういうものに逃避しようなどという考え方には毛頭ないということを申し上げておきます。

次に、教育の中立性確保の問題でござりますが、これは当初から重要視した点で、この本法案にもその趣旨を書いてあるところなのでござります。臨時教育審議会におきましては広く国民各層の意見が反映されるようだ、そして、中立性が維持されるように我々は慎重なる運営を行いたいと考えております。

次に、諮問事項の問題や公聴会の問題等具体的にお尋ねねもいただきましたが、諮問事項は今後の検討課題でございまして、この国会の御論議等もよく踏まえまして慎重に考えさせていただきたいと思っております。地方公聴会の開催は貴重な御意見であると思います。また委員の人選につきましては、国民各界各層の意見が反映されるよう配意したいと思います。公開の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、一々公開するという状況ですと、委員の発言が拘束されます。今までの例で見ましても、一々それを公開した場合には、電話とか手紙とかあるいはそのほかによる非常なる圧力を委員が受けているという事実もございます。そういう面からいたしまして、適切な区切りをつけてこれを報告するというやり方が賢明ではないかと思います。国会同意の問題は、中立性確保が特に要請されるという考え方から、このような処置をいたしたものなのであります。

次に、文化と教育に関する懇談会の報告に対する感想いかんとございますが、これは私の懇談会でございまして、その御意見につきましては、教育の現状と問題点をよく整理して教育改革の方針と課題をよくまとめて示していると思っております。これらは今回の審議に当たりまして貴重な参考資料となるものと考えておりますが、あくまで主体

性はこの審議会の委員の御見識によって決定していただるものなのでござります。

次に、教育改革の最優先の課題は何であるか、四十六年の中教審答申に対する考え方いかんといふお尋ねでありますと、一言で申し上げれば、人間主義の教育をぜひ改革し発展させていただきたい、そして二十一世紀の我が国を担うに足る青少年を育成する教育を実現していただきたい、そういう考えに立つておるものなのであります。

次に、教育基本法の見直し等につきましては、先ほど申し上げたとおり、見直す考えはございません。

次に、学校制度の改革の問題でござりますが、教育改革には学校制度のあり方を含め長期的に立てる総合的に取り組む所存でござります。具体的な諸問題事項は今後の検討課題でござります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣森喜朗君登壇〕

○國務大臣(森喜朗君) 神崎さんにお答えを申上げます。

私は対します質問は二点ございました。

御質問の第一点は、中教審の答申等を教育改革の中でどう位置づけているかというお尋ねでござりますが、中教審答申は我が国の教育、学術、文化化の振興を図る上で極めて重要な役割を果たしてまいりました。教育改革に当たっては、中教審におけるこれまでの審議の成果や文教行政の蓄積を踏まえつつ、これに取り組むことが適当であると考えております。

第二は、昭和四十六年の中教審答申の実施状況についていかがかといふことでございますが、少々長くなりますがけれどもお時間をいただきたいと思ひますが、この答申は、幼稚期から高等教育までの学校教育全般にわたる改革と拡充整備の基本的方向を示したものでございまして、以来今日まで文部省は、答申の趣旨を尊重し、これを指針として各界各層の御協力を得つつ、同答申に盛られた事項の実施に積極的に取り組んできたところでござります。

ざいます。その主なものといたしましては、小学校から高等学校までの教育内容、方法の改善、学級編制及び教職員定数の改善、幼稚園教育の普及充実、特殊教育の拡充整備、教職員の資質向上と待遇改善、高等教育の改革とその計画的な整備充実、私学助成の拡充、奨学事業の拡充、大学入学者選抜制度の改革などござります。

なお、答申の趣旨どおり実施していないと指摘されているものといたしましては、新たな学校体系開発のためのいわゆる先導的試行、市町村に対しまして幼稚園の設置義務を課すこと、公立と私立の学校に関する地方行政の一元化などがござります。(拍手)

○副議長(藤間田清一君) 中野寛成君。

[中野寛成君登壇]

○中野寛成君 教育はいかにあるべきか。山積する社会問題の中で、今改めて日本人みんなが教育について語り始めました。そのかなめとなるべき臨時教育審議会の設置法案について、私は、民社党・国民党連合を代表し、若干の意見を加えながら、総理並びに文部大臣にお尋ねいたします。

まず、昨年六月以来、我が党が提唱してまいりました教育臨調構想を総理が前向きに受けとめられ、本法案の提出に至りましたことを評価いたします。ただ、我が党の提唱した教育臨調と政府が提出した臨教審が、果たして同じものであるかどうかを中心に質問したいと存じます。

まず質問の第一点は、教育と教育を取り巻く諸問題について、総理がどのような現状認識をお持ちであるかということあります。総理の現状認識が明らかにされることによって、教育改革の方針とねらいもまたおのずから明確となるであります。

その第一は、今日の我が国の教育界が完全に入方ふさがりとなり、教育問題の解決の糸口をどこ

に見出すべきか、国民のすべてが全く途方に暮れています。

激化する受験競争、偏差値による輪切り、落ちこぼれ、校内暴力、青少年非行等々山積する教育問題に対しても、文部省も教育委員会も責任を転嫁します。

しかし、問題発生の予防、根絶にまで踏み込めない。あくの果ては、我々には権限がないとお逃げになります。また、学校で直接子供たちを指導する教師たちも、一部教師集団の姿勢に見られるように、学校教育の混迷を政治と社会の責任にしてみずから責任を回避する。加えて、子供の教育やしつけが第一義的には親の責任であるにもかかわらず、父母の中には学校や教師に頼り過ぎる傾向がある。核家族化、世代間の断絶、マスコミの悪影響等により、望ましい教育機能が発揮されていない。

このような現実を総理はいかがお考えでしょ

うか、お伺いをいたします。(拍手)

その第二は、二十一世紀からの要請についてで

あります。

今日の社会は、日進月歩などと言ふものもどう

うか、お伺いをいたします。

その第三は、二十一世紀からの要請についてで

あります。

二十一世紀からの要請についてで

を育てることができなかつたからであります。加えて、戦後民主主義思想によつてもたらされた極端な自己主張、個人の権利の主張がこれに相乗して、エゴイズムの横行、享樂主義の蔓延、道義心の低下をもたらしていることは周知のとおりであります。(拍手)

## 官報外号

そこで我々は、このような物質万能、金錢万能の風潮を正すために、物質的欲望をコントロールできる強靭な精神力を持つた国民の育成を教育改革の大眼目としなければなりません。そして、この達成のためには、戦後我が国が歩いてきた道をただ部分的に修正していくのではなく、物より魂を重視する人間の育成という教育の理念についてのコペルニクス的転換を図る必要があります。同時に、教育の理念、人間の持るべき基礎が、だれにもわかりやすいものでなければなりません。

総理のお好きな絵画の世界で申し上げるならば、あのピカソの絵を思い出します。あれだけ色鮮やかで大胆な構成、すばらしい個性。しかしそれも彼の正確なテッサン力の上に、すなわち確固たる基礎の上に成り立っていることを忘ることはありません。その人間の基礎、教育の理念を、憲法や教育基本法の精神にのつとり、わかりやすく言葉で教育憲章として制定されるよう改めて提唱いたします。総理の的確な指針と決意を示されるよう求めるものであります。

その第三は、臨教審の構成と運営についてであります。

臨教審の会長及び委員は、その使命のゆえに、全國民の納得する人たちでなければなりません。全國民の意思を代表するもの、それは言うまでもなく國権の最高機関である国会であります。ゆ

えに会長及び委員は国会の同意人事とすることを改めて求めます。またその人たちの選ばは、当然教育界のみならず、經濟界、労働界、言論界、宗教界など各界の代表、特に若い戦後世代の代表など幅広く選ぶべきであります。教育界の利害得失が、ややもすると抜本的な教育改革を阻害することがあることを忘れてはなりません。

また臨教審の目的は、委員だけの論議の中で答申をつくることだけではありません。教育についての国民の論議を広く巻き起こし、中央地方の公聴会等を通じてこれを集約し、国民の合意を自然な形で形成することが必要であります。そして合意できた部分は逐次中間答申としてこれをまとめ、速やかに実行に移すことが必要であります。また、可能なものは来年度予算編成にも反映させるよう努力すべきであります。そのためすべての答申を国会に報告されるよう望みます。

以上、臨教審の構成と運営について総理及び文部大臣の御所見を伺います。

最後に、臨教審の究極的な目標について申し上げたいと存じます。

○内閣総理大臣(中曾根康弘君登壇) 中野議員にお答えをいたします。

種々示唆に富む御質問は、傾聴いたしました。まず、教育に対する現状認識いかんということをございますが、戦後の教育が我が國の興隆と発展に非常に大きく貢献したことは何人も否定できません。しかし、最近における急激な変化あるいは教育の量的拡大、こういうようなものは教育にさまざまなひずみを与えてきていることも事実でございまして、そういう意味において教育改革に対する国民の熱意もまたすこぶる高まっています。

教育改革の大目標は何であるかと言われますと、私は前から申し上げますように、「二十一世紀をを目指した世界的日本人をつくつていただきたい」というのが基本でございます。私が戦後政治の総決算と申しておりますのは、これは言いかえれば戦後の日本に対してオーバーホールを行つて、そ

目指し、全国民的視点から教育を考える第四権的裁者でなければできないという説があります。確かに過去二回の教育改革はそのとおりであります。我々は今初めて国民の、国民による、国民のための教育改革に挑戦しようとしているのであります。ここに日本国民の英知と誇りを結集し、眞の教育改革という歴史的偉業を国会すべての力をも合わせて達成することを訴えて、私の質問といいたします。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君登壇)〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 中野議員にお答えをいたします。

さきにも申し述べましたように、教育は国民全体のためのものであり、一政党の政権保持の具にすべきものではありません。歴史のある時期にたまたま政権をとった政党の立場からのみ考える性質のものではありません。国家百年の計、これが教育政策の立案にかかる我々政治家の忘れてはならない基本姿勢であることは当然であります。

あるいはさらにもつと人間的な温かみと膨らみの

ある教育制度に改革すべきではないかというようない傾聽に値する議論が出てきているやうんであります。かつて、さらに国際性を持たした教育制度を考える、かつて、さらに国際性を持たした教育制度を考えるべきではないかというお考えも出でてきています。教育行政を執行する機関としての文部省のあり方について抜本的改革を加えることこそ我々の目標とすべきものであります。総理の御所見を伺います。

教育改革は、しょせん強力な外からの圧力が独裁者でなければできないという説があります。確かに過去二回の教育改革はそのとおりであります。我々は今初めて国民の、国民による、国民のための教育改革に挑戦しようとしているのであります。ここに日本国民の英知と誇りを結集し、眞の教育改革という歴史的偉業を国会すべての力をも合わせて達成することを訴えて、私の質問といいたします。

ありがとうございました。(拍手)

さきにも申し述べましたように、「二十一世紀をつくつていただきたい」、そのように考えておる次第です。そういう意味におきまして、今度の教育改革によりましてしっかりと大黒柱を再建して、そして「たくましい文化と福祉の国」をつくる基盤をつくつていただきたい、そのように考えておる次第でございます。特に家庭における教育機能といふものは非常に重要視する必要があると思っております。

次に、国民合意を形成する教育改革を行なべきであるというお考えにつきましては、全く同感でございまして、今回の臨教審の設置もそのような考え方に基づいて行わんとしておるものでございま

す。

教育改革の大目標は何であるかと言われますと、私は前から申し上げますように、「二十一世紀をを目指した世界的日本人をつくつていただきたい」というのが基本でございます。私が戦後政治の総決算と申しておりますのは、これは言いかえれば



の利益のために約束を守らないのは、政治家であること以前に、一人の人間として節度を欠く、恥ずかしい行為である。これでは、首相は今後、教育改革を論ずると、德育の必要を説くことが出来ないではないか。」と述べています。このように評価されていることについてどのように考えておられるのか、最初にお伺いしておきたいと思います。(拍手)

あなたは、この壇上から、教育改革の根底に、教育のみに偏せず、道徳性や社会性など人間主義、人格主義の理念が脈々と流れていることが不可欠であるとお訴えになりました。総理、あなたのお立場としても、ましてや教育を語る者は、その言辞について責任を負い、またみずから実行し、国民にその範を示すのが当然の責務でしょう。

あなたは、昨年暮れの総選挙で敗北し、政権維持が危うくなつたときには、辞任に値するとその責任を認めた上で、田中氏の政治的影響を一切排除するとの総裁声明を出しました。これは国民に対する公約であると明言されていたものです。ところが、あなたは、今年度予算が成立するや二階堂氏を副総裁に就任させました。このことに深い憤りを禁じ得ないのは私だけではないでしよう。校内暴力、青少年非行が深刻な事態を迎えており、政治家が範を示さなければならないそのときに、事もあらうに田中派の会長であり、さきの十月十二日の判決でロッキード社からお金を受け取つたことが明確に認定されている二階堂氏を起用するとは言語道断であり、子供たちに範を示し得ないのは当然であります。親や教師の責任を問う前に、みずからを正さなければならぬのは、

総理、ほんならぬあなた御自身ではありませんか。(拍手)

総理、教育を云々するのであるならば、田中問題にけじめをつけることがどうしても必要でしょう。このことについて、総理の見解を伺いたい。また、田中問題の子供たちに与える影響について、文部大臣の見解を伺いたいと思います。

第二に、総理、あなたが今日の教育の深刻な状況について真剣に考えておられないばかりか、今日の教育危機を一層激化させているということです。

あなたは、「来るべき二十一世紀を展望し、教育全般にわたる改革を断行する」と述べました。ところが、二十一世紀を担う今日の青少年の教育に對して、中曾根内閣は余りにも冷酷です。総理は、二度の国会決議となつている四十人学級を凍結し、私学助成も前年度より十数%削減し、校内暴力、非行の大きな原因となつてゐるマンモス校解消予算すら削り、あまりさえ子供の体力と健康増進にとってとても大切な牛乳代補助も削つたのです。

総理、あなたは、これらの元凶となつてゐる第二臨時行政調査会の答申を最大限に尊重する、そして断行すると言わされました。そして森文部大臣も、国の財政状況が厳しいことも子供たちに理解していただきなければならぬと言わされました。何と冷たい言葉でしよう。国の財政は厳しい、だがしかし、日本の宝、子供たちのために政府は最高のものを与えるとはなぜ言えないのでしょうか。国は財政状況が厳しいときこそ、政府の教育姿勢とその真価が問われるものです。世の親は、家計收入が厳しくとも、子供のために生まれる前

から教育費の準備を始め、我が身を削つても子供のために尽くすものです。

一九五九年、国連での児童の権利宣言は、「児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。」と述べていますが、まさに現内閣が進めているものは最悪の押しつけではありますか。父母、教師は、このような中で子供たちの教育を守るため必死の努力をしています。教育基本法第十条は、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」とたつており、教師、父母の努力を励まし、そのための教育条件整備を行うことこそが国の最大の責務ではないでしょうか。このことを抜きにして、眞の教育改革はあり得ません。そうであるなら、臨調行革をやめ、軍事費を削つてでも教育の充実を図ると説明すべきです。総理の明確な答弁を求めます。

そして、あなたが教育のことを本当に考えておいでなく、国民的に合意されているものは必ず着手し、実行に移すということです。その意味で、四十人学級こそ、いかなる財政状況にあろうとも、来年度から本格的実施をするところの場で言明してください。また、マンモス校解消を促進し、私学助成の削減をやめて、国会決議に基づく経常費二分の一助成を目指す点についても答弁を求めるものです。このことをあいまいにしたままでは、あなたに教育を語る資格はないと言わなければなりません。

次に、臨時教育審議会法案についてお尋ねをいたします。

総理、あなたは、施政方針演説や答弁などで、この問題を実現していくということで、憲法や教育基本法に触れるという考えはありませんと答弁されました。ところが、森文部大臣は、文教委員会で、当然教育基本法の精神のもとで行われることを期待している。ただ、審議する皆様方にそのことを拘束するのはいかがなものかと述べています。まさに内閣不統一です。しかも、あなたの直属のものとに置かれた私的諮問機関である文化と教育に関する懇談会は、教育基本法にとらわれず意見を整理したというように、教育基本法すら前提とされませんでした。一体、この臨時教育審議

会は教育基本法を前提にするのかしないのか、総理の明確な答弁を求めます。(拍手)  
次に、この審議会の性格についてです。  
森文部大臣は、この審議会について、ゼロから出発するものではない、中教審の答申あるいは文教懇、これを一つのベースとして御検討いただきたいと答弁しています。四十六年の中教審答申は、これは総理も認められるように、国民の合意が得られず実施されなかつたものです。文化と教育に関する懇談会に至つては、「教育条件の整備」に目を奪われ」だとか、国民の持つ人並み意識が教育の画一化を生んだなどと、まさに教育の荒廃の原因を見誤つた暴論であり、少なくとも国民の共通の認識とは到底言えない極めて一面的な見解に立つものです。これらを土台として論議をするとは何事でしょう。これこそ特定の見解を、審議会を離れみに国民に押しつける以外の何物でもないことを物語っています。総理の明快な答弁を求めます。

しかも重大なのは、この審議会は非公開でな

わち密室での審議が行われようとしているとい

うことです。子供の教育を論ずる場がなぜ非公開な

のでしようか。国会は公開で行われ、このように

自由闊達な論議がされています。かつての公選制

のもとの教育委員会も公開されていました。公

開されて困るような審議を今から想定しているの

でしょうか。そうでなければ、当然公開にすべき

です。総理の答弁を求めます。(拍手)

結局、この審議会は、国民参加どころか、委員

の人選から会長、専門委員に至るまで総理の胸一

つで決まるなど、全く中曾根総理の独断専行によつて進められるものであり、一般行政からの独

立も民主的な構成も何ら保障されていないものと

言わなければなりません。この審議会の行き着く

先は、国民が今日求める教育改革とは無縁である

ばかりか、全く逆行するものです。まさに、あな

たの言う日本列島不沈空母の乗組員づくり教育を

進める危険性をはらんでいことを指摘し、断

(拍手)

私どもは、かねてから教育の荒廃を憂い、教育

改革についての具体的な提言を行つてしまいまし

た。今日求められている教育改革の観点は、どう

いうものでなければならぬでしょうか。まず、

憲法と教育基本法の理念と原則を堅持することで

す。そして、基本的な知識や技術、健全な身体

市民的徳など青少年の発達段階に応じて身に

つくようになりますが、学校教育の中心任務であ

るべきです。

○副議長(勝間田清一君) 藤木君、申し合わせの

時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願いま

す。

○藤木洋子君(続) 学問の自由と教育の自主性を

尊重して、学校に納得と人間的信頼関係を基本と

した生き生きとした雰囲気を回復することが何よ

りも大切です。そのような教育を可能にするのが

条件整備であり、そのことは国の責務です。そし

て、教育改革を党利党略や政争の具とするところ

なく、国民的討論と国民的合意によって実行され

なければならぬことは、言うまでもありません。

このような原則に立つてこそ、国民の希望する

教育改革、二十一世紀に向けた教育の確固たる歩

きましては、これは非常に重要な貴重な資料であ

ります。

教育基本法やあるいは中立性に関しましては、

御質問の第二点は、教育改革実現のために、臨

時行政調査会の答申にとらわれず、教育の充実に

向かって検討を重ねていくべきではないかとのお

尋ねでございますが、今回の教育改革は、先ほど

から申し上げておりますように、二十一世紀の我

が国を担うにふさわしい青少年を育成すべく、我

立も民主的な構成も何ら保障されていないものと

言わなければなりません。この審議会の行き着く

立を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 藤木議員にお答

えをいたします。

まず、政治倫理と教育の問題でございますが、

政治倫理も非常に重要でございます。教育も、ま

た非常に重要でございます。同時並行でこれは取

り扱つてしかるべきであろうと思います。

次に、行革臨調に関する御質問がございました

が、臨時行政調査会の答申は政府は尊重すると申

し上げまして、国民的支持をいただいておるのでございまして、教育改革につきましても、今まで

ございましたこの臨時行政調査会の答申等につきま

しては、今後もまた尊重してまいりたいと思つて

おるところでございます。

次に、四十人学級やそのほかの問題について御

質問をしていただきましたが、御指摘の施策は臨

調答申の線に沿いまして既に実行しておるところ

でございまして、引き続き推進してまいる予定で

ございます。

また、いわゆる行革臨調式のトップダウン方式

を行うのではないかという御質問でござります

が、臨教審は二十五人以内といふ非常に幅の広い

委員を考えておるのでございまして、言いかえれ

ば、むしろこれはボトムアップ、下から上へ持ち

上げるというような形で案をおつくり願いたいと

思つておるわけでございます。

教育基本法やあるいは中立性に関しましては、

御質問の第二点は、教育改革実現のために、臨

時行政調査会の答申にとらわれず、教育の充実に

向かって検討を重ねていくべきではないかとのお

尋ねでございますが、今回の教育改革は、先ほど

から申し上げておりますように、二十一世紀の我

が国を担うにふさわしい青少年を育成すべく、我

は、そのように考えておりますが、あくまで臨教

審の主体性においてこれらは取捨選択されるべきものであると考えます。

次に、常に国民に開かれた場で論議るべきで

あるというお考えは、全く同感でございます。し

かし、審議の公開の問題は、先ほど申し上げまし

たように、委員の自由な発言が制約されるおそれ

があるので、これは一定の限度があると考えてお

ります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣森喜朗君登壇〕

○國務大臣(森喜朗君) 藤木さんにお答えをいた

します。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣森喜朗君登壇〕

○國務大臣(森喜朗君) 藤木さんにお答えをいた

します。

御質問の第一点は、政治倫理の問題が子供たち

に与える影響についてどのように認識をしている

かとのお尋ねでございますが、私は文部大臣とし

て、この問題によつて児童生徒が我が国の政治、

行政に対する不信の念を抱くことのないように願つ

て、この問題によつて児童生徒が我が国の政治、

が国社会における教育の諸機能全般にわたり総合的な検討を行おうとするものでございまして、臨調答申に示される行政改革の観点とは、おのずから審議の視点、検討の角度は全く異にするものであると考えております。

第三、まずもって四十人学級の実施、マンモス校の解消等に取り組むべきではないかとのお尋ねでございますが、このたびの教育改革は、社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期して教育全般の改革を図るうとするものでございまして、現下の緊急かつ重要な課題であるというふうに考えておるわけでござります。

四十人学級につきましては、もうたびたび先生からも文教委員会で御質問がございました申し上げてまいりましたが、五十七年度から五十九年度の特例適用期間中は、国の財政事情を考慮いたし、その実施を抑制することいたしておりますが、四十人学級を含め第五次改善計画の全体規模及び六十六年度の到達期間については変更していないということを、たびたび御答弁申し上げておりますところでござります。

六十年以降の実施計画につきましては、その時点の状況を踏まえ総合的に判断してまいりますので、現段階においてこれを明確にすることは困難でございます。

過大規模校の問題につきましては、私立学校が我が国の学校教育に大きな役割を果たしておるという重要性にかんがみて、私立学校振興助成法は自由民主党が中心になって議員立法でつくった法律

（拍手）

○副議長（勝間田清一君） これにて質疑は終了いたしました。

午後四時四十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	住　栄作君
大蔵大臣	竹下　登君
文部大臣	森　喜朗君
自治大臣	田川　誠一君
国務大臣	中西　一郎君

○明説を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国

国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律  
機械類信用保険法の一部を改正する法律  
織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律  
皇室経済法施行法の一部を改正する法律  
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律  
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律  
各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律  
特許特別会計法  
公衆電気通信法の一部を改正する法律  
一、昨二十四日中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、次の通知書を受領した。  
内閣参総第五八号  
昭和五十九年四月二十四日

		（報告書及び文書受領）	
一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。			
中小企業基本法第八条第一項の規定に基づく昭和五十八年度中小企業の動向に関する年次報告書と、和五十九年度において講じようとする中小企業施策についての文書			
(常任委員辞任及び補欠選任)			
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
委員会			
法務委員			
辞任		補欠	
江藤 隆美君		伊吹 文明君	
加藤 紘一君		丹羽 雄哉君	
丹羽 兵助君		鈴木 宗男君	
山口 鶴男君		土井たか子君	
伊吹 文明君		江藤 隆美君	
鈴木 宗男君		丹羽 兵助君	
丹羽 雄哉君		加藤 紘一君	
土井たか子君		山口 鶴男君	
社会労働委員			
辞任		補欠	
古賀 誠君		江藤 隆美君	
谷垣 権一君		加藤 紘一君	
西山敬次郎君		丹羽 兵助君	
江藤 隆美君		古賀 誠君	
加藤 紘一君		谷垣 権一君	
丹羽 兵助君		西山敬次郎君	
一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			



所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案

特許特別会計法案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻一彦君提出「一県一空港の原則に基づく福井空港定期便再開に関する質問に対する答弁書」

一、一県一空港の原則に基づく福井空港定期便再開に関する質問に対する答弁書

昭和五十九年三月十二日 提出者 辻 一彦

内閣衆質一〇一第七号 内閣衆質一〇一第七号  
昭和五十九年四月二十日 提出者 辻 一彦  
衆議院議員辻一彦君提出「一県一空港の原則に基づく福井空港定期便再開に関する質問に対する答弁書」

内閣總理大臣 中曾根康弘  
衆議院議長 福永 健司殿

内閣總理大臣 中曾根康弘  
衆議院議長 福永 健司殿

内閣總理大臣 中曾根康弘  
衆議院議員辻一彦君提出「一県一空港の原則に基づく福井空港定期便再開に関する質問に対する答弁書」

ける個々の路線の需要動向、特性等をみて判断する必要があることから、発着回数枠の具体的な配分については、その時点において総合的に判断することが適当であると考えている。

右答弁する。

增加することとなる発着回数枠を個々の定期航路線に配分するに当たっては、その時点にお

る。

第九条中「外国で生れたことによつてその國の国籍を取得した日本国民」を出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたも

の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたもの

の」に改め、同条を第十二条とする。

第八条に次の二項を加え、同条を第十一条とする。

2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

第七条中「第四条」を「第五条第一項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

第十条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

2 帰化は、前項の告示の日から効力を生ずる。

第六条中「左の」を「次の」、「第四条第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第一号を削り、同条第一号を同条第一号とし、同条第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一号を加え、同条を第八条とする。

2 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

第五条中「左の」を「次の」に、「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「生れた」を「生まれた」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条 日本国の配偶者たる外国人で引き続ぎ三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一

号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 自「又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。

第四条に次の二項を加え、同条を第五条とする。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(準正による国籍の取得)

第三条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のものたる父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることに第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

本則に次の六条を加える。

#### (国籍の選択)

第十四条 外国の国籍を有する日本国民は、外國及び日本の国籍を有することとなつた時が二十歳に達する以前であるときは二十二歳に達するまでに、その時が二十歳に達した後であるときはその時から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならない。

2 日本の国籍の選択は、外国の国籍を離脱することによるほかは、戸籍法の定めるところにより、日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言(以下「選択の宣言」という。)をすることによつてする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(国籍の選択)

第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

2 前項に規定する催告は、これを受けるべき者の所在を知ることができないときその他書面によつてすることができないやむを得ない事情があるときは、催告すべき事項を官報に掲載してすることができる。この場合における催告は、官報に掲載された日の翌日に到達したものとみなす。

3 前二項の規定による催告を受けた者は、催告を受けた日から一月以内に日本の国籍の選択をしなければ、その期間が経過した時に日本に日本の国籍を失う。

4 第二項の宣告は、官報に告示してしなければならない。

5 第二項の宣告を受けた者は、前項の告示の日に日本の国籍を失う。

(国籍の再取得)

第六条 第二項の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができます。

第七条 第二項の規定により日本の国籍を失つた者、同条第三項の規定により日本の国籍を失つた者は、第五条第一項第五号に掲げる条件を備えてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をするときは、日本の国籍を失つたことを知つ

ことができるに至つた時から二週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

#### (国籍の選択)

第十六条 選択の宣言をした日本国民は、外国の国籍の離脱に努めなければならぬ。

2 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で、外國の国籍を失つていないものが自「の」の志望によりその外国の公務員の職(その国の国籍を有しない者であつても就任することができる職を除く。)に就任した場合において、その就任が日本の国籍を選択した趣旨に著しく反対する者であるときは、その者に對し日本の国籍の喪失の宣告をすることができる。

3 法務大臣は、前項の宣告をしようとするとき、当該宣告に係る者に對して、あらかじめ期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。聴聞に際しては、その者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

4 第二項の宣告は、官報に告示してしなければならない。

5 第二項の宣告を受けた者は、前項の告示の日に日本の国籍を失う。

(国籍の再取得)

第六条 第二項の規定により日本の国籍を失つた者で二十歳未満のものは、日本に住所を有するときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができます。

第七条 第二項の規定により日本の国籍を失つた者、同条第三項の規定により日本の国籍を失つた者は、第五条第一項第五号に掲げる条件を備えてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をするときは、日本の国籍を失つたことを知つ

た時から一年以内に法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができ

る。ただし、天災その他その者の責めに帰す

ることとができない事由によつてその期間内に届け出ることができないときは、その期間

は、これをすることができるに至つた時から一月とする。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

(法定代理人がする届出等)

第十八条 第三条第一項若しくは前条第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申

請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取得、選択又は離脱をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつ

てる。

(省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののはか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、法務省令で定め

(戸籍法の一部改正)

第二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「但し、配偶者がない者についてあらたに」を「ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がない者について新たに」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

日本人と外国人との婚姻の届出があつたときは、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した

者であるときは、との限りでない。

第二十条の次に次の二項を加える。

第二十条の二 第百七条第二項又は第三項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつた場合において、その届出をした者の戸籍に在る

者が他にあるときは、その届出をした者について新戸籍を編製する。

第二百七条第四項において準用する同条第一項の規定によつて氏を変更する旨の届出があつたときは、届出事件の本人について新戸籍を編製する。

第一百二条 国籍法(昭和二十五年法律第百四十号)第三条第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定によつて国籍を取得した者は、その取得の届出は、国籍を取得した者が他のに在る場合において、その届出をした者の戸籍に在る者が、その取得の日から一箇月以内(その者が他に在るときは、その届出をした者について新戸籍を編製する)に、その日に国外に在るときは、三箇月以内に、その日に国外に在るときは、三箇月以内に、その日に国外に在るときは、三箇月以内に、これをしなければならない。

届出には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一 国籍取得の年月日

二 国籍取得の際に有していた外国の国籍

三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍

四 配偶者の氏名及び本籍、配偶者が外国人であるときは、その氏名及び国籍

五 その他命令で定める事項

第一百二条の二 婚化の届出は、帰化した者が、告示の日から一箇月以内に、これをしなければならない。この場合における届出の記載事項については、前条第二項の規定を準用する。

第一百二条の三 市町村長は、戸籍事務の処理に際し、国籍法第十四条第一項の規定により国籍の選択をすべき者が同項に定める期限内にその選択をしていないと思料するときは、その者の氏名、本籍その他の命令で定める事項を監督法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

第一百二条の四 第百四条第二項中「第五十二条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一項又は第二項の規定によつて届出をするべき者が届出をすることができない場合に、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。

第五十四条第二項中「第五十二条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第八十六条第一項中「七日以内」の下に「(国外で死亡があったときは、その事実を知った日から三箇月以内)」を加える。

第一百二条に規定する国籍の留保の意

出なければならない。

届書には、外国の国籍の喪失の原因及び年月日を記載し、その喪失を証すべき書面を添付しなければならない。

第一百七条第二項を次のように改める。

外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第一百七条に次の二項を加える。

前項の規定によつて氏を変更した者が離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から三箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

第一項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く）でその氏をその父又は母の称していれる氏に変更しようとするものに準用する。

第四章第十五節中第一百七条の次に次の二項を加える。

第一百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、

（同条第四項において準用する場合を含む。）

第一百七条の二「申立て」を「申立て」に改める。

第一百二十四条中「十万円」を「二十万円」に改め、「日本の国籍を有しない者」を「外国人」に改める。

る。

### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

（帰化及び国籍離脱に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出をした者の帰化又は国籍の離脱については、なお従前の例による。

（国籍の選択に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の

国籍法（以下「新国籍法」という。）第十四条第一項の規定の適用については、この法律の施行の

時に外国及び日本の国籍を有することとなつたものとみなす。この場合において、その者は、

同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定

は、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。

（国籍の再取得に関する経過措置）

第四条 新国籍法第十七条第一項の規定は、第一

条の規定による改正前の国籍法第九条の規定により日本

より日本の国籍を失つた者で二十歳未満のもの

についても適用する。

（国籍の取得の特例）

第五条 昭和四十年一月一日からこの法律の施行

の日（以下「施行日」という。）の前日までに生まれた者（日本国民であった者を除く。）でその出

生の時に母が日本国民であったものは、母が現

に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日

本国民であったときは、施行日から三年以内

に、法務省令で定めるところにより法務大臣に

届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人

が代わつてする。

3 第一項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつて同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをす

ることができるに至つた時から三月とする。

（国籍の喪失があつた場合の戸籍の届出に関する経過措置）

第六条 父又は母が前条第一項の規定により日本

の国籍を取得したときは、子（日本国民であつた者を除く。）は、同項に定める期間内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することがで

きる。ただし、その父又は母が養親であるとき、又は出生の後に認知した者であるときは、

この限りでない。

（外国の国籍の喪失の届出に関する経過措置）

第七条 新戸籍法第百六条第一項の規定は、この

法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合につ

いては、適用する。

（戸籍の喪失の届出に関する経過措置）

第八条 前条第二項から第四項までの規定は、前項の

場合について準用する。

（戸籍の編製に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に日本国民と日本国民

でない者との婚姻の届出があつた場合の戸籍の

編製については、なお従前の例による。

（出生等の届出に関する経過措置）

第十条 新戸籍法第百六条第一項の規定は、この

法律の施行前に外国の国籍を喪失した場合につ

いては、適用しない。

2 外国国籍をも有していた日本国民でこの法律の施行前にその外国の国籍を喪失したものは、その喪失の届出をすることができる。この

場合においては、新戸籍法第百六条第二項の規

定を準用する。

（外国人との婚姻による氏変更に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前に日本国民でない

者と婚姻をした者が新戸籍法第百七条第二項の規定により施行日に氏の変更の届出をすること

ができる場合においては、その届出の期間は、

施行日から六月とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条又は第九条第一項の規定により從前の例によることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出)

第十三条 新戸籍法第二百二条の規定は、附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。

理由

最近における海外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び女子に対する差別の撤廃によることとされる届出事件に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の届出）

新戸籍法第二百二条の規定は、附則第五条第一項又は第六条第一項の規定によつて国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。

情にかんがみ、及び女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 國籍法の一部改正

1 子は、父又は母が日本国民であるときは、出生により日本国籍を取得するものとする。

2 準正により日本国民の嫡出子たる身分を取得した外国人、日本の国籍を留保しながら日本国民である母から出生した子及びその子は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を取得し得るものとすること。

3 日本国民の配偶者である外国人の帰化条件においては、その者が夫であるか妻であるかにかかわらず、同一の条件を定めるものとすることにより日本の国籍を喪失した場合の届出等に關し所要の規定を設けるものとすること。

4 外国人と婚姻した場合には、日本人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によつて新戸籍を編製するものとすること。

5 国籍の留保制度を国外で出生した血統による重国籍者にも適用するものとすることができることとする規定を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

6 重国籍者は、成年に達した後二年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないものとすること。

7 國籍の取得の届出又は国籍の選択の宣言は、國籍の取得の届出又は国籍の選択をしようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人人が

代わつてするものとすること。

8 改正法施行後三年間は、改正法施行前に日本国民である母から出生した子及びその子の子は、所定の要件を満たすときは、法務大臣に届け出ることにより日本の国籍を取得し得るものとすること。

(二) 戸籍法の一部改正

1 國籍法の改正に伴い、日本の国籍の選択の宣言の届出及び外国の国籍を喪失した場合の届出等に關し所要の規定を設けるものとすること。

2 日本の国籍の留保の届出期間を伸長するとともに、父又は母以外の法定代理人も留保届けることができるものとすること。

3 外国人と婚姻した場合には、日本人間の婚姻の場合と同様に、婚姻によつて新戸籍を編製するものとすること。

4 外国人と婚姻した者が外国人である配偶者の称している氏を称しようとするときは、婚姻の日から一定期間内は家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることができるものとすることも、氏の変更をした者が離婚をした場合には、離婚の日から一定期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることができるものとすることも、氏の変更をした者が離婚をした場合には、離婚の日から一定期間内は、家庭裁判所の許可を得ずにその氏の変更の届出をすることが得ずしてその氏の変更の届出をすることができるものとすること。

5 戸籍の等頭者及びその配偶者以外の者で、父又は母を外国人とするものは、家庭裁判所の許可を得れば、その氏を変更する旨の届出をすることができるものとすること。

〔別紙〕

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行を機に、帰化の申請については、なお一層、迅速、適正な運用を図るよう十分な配慮をすべきである。

本案は、最近における海外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするもので、出生による国籍の取得につき父母両系王室を採用するとともに、国籍の選択制度を導入するほか、外国人と婚姻をした場合に新戸籍を編製する規定を設ける等の措置を講じようとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと認決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年四月二十日

衆議院議長 福永 健司殿  
法務委員長 宮崎 茂一

〔別紙〕

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行を機に、帰化の申請については、なお一層、迅速、適正な運用を図るよう十分な配慮をすべきである。

本案は、最近における海外婚姻の増加等の実情にかんがみ、及び女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、国籍法及び戸籍法の一部を改正しようとするものとすること。

右

〔別紙〕

国籍法等の一部を改正する法律案

昭和五十九年二月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における海外婚姻の増加等の実

が十五歳未満であるときは、法定代理人人が

恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一

部を次のように改正する。



昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四、八八九、六〇〇円	三、九七九、七〇〇円
三、八六一、九〇〇円	三、九五四、五〇〇円
三、三〇〇、一〇〇円	三、四一八、一〇〇円
三、一一八、七〇〇円	三、二七〇、四〇〇円
二、四六三、九〇〇円	二、五五四、二〇〇円
一、九九九、三〇〇円	二、一六一、七〇〇円
一、五七〇、一〇〇円	一、七一五、四〇〇円
一、三八五、〇〇〇円	一、四六七、六〇〇円
一、二一九、一〇〇円	一、三五二、五〇〇円
一、〇一六、七〇〇円	一、一四四、三〇〇円
九六九、六〇〇円	一、〇四三、五〇〇円
九三一、八〇〇円	一、〇一六、七〇〇円
八二〇、九〇〇円	九三一、八〇〇円
九三一、八〇〇円	九三一、八〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
五、六一九、一一〇〇円	六、〇七三、九〇〇円
四、九七九、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円
三、九五四、五〇〇円	四、五三三、六〇〇円
三、四一八、一〇〇円	三、九五四、五〇〇円
三、二七〇、四〇〇円	三、七一四、八〇〇円
二、五五四、二〇〇円	二、九六三、六〇〇円
一、一六一、七〇〇円	一、四六三、九〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、九六一、九〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、七一五、四〇〇円
一、三五五、五〇〇円	一、五四八、六〇〇円
一、一四四、三〇〇円	一、二五九、九〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

**第三条** 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

**第三条第一項**ただし書中「九十五万千円」を「九十九万円」に改める。  
**第四条**恩給法等の一部を改正する法律の一部改正（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十七年五月分」を  
「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表中「七  
九〇」「一〇〇円」を「八〇六、八〇〇円」と、「五九  
二、七〇〇円」を「六〇五、一〇〇円」と、「四七

附則別表第七(附則第十三條關係)		一、〇四三、五〇〇円		一、一八一、八〇〇円	
附則別表第八(附則第十三條關係)		一、〇一六、七〇〇円		一、一四四、六〇〇円	
板定俸給年額		金額		九三一、八〇〇円	
板	定	俸	給	年	額
二、一六一	七〇〇円	二、三三六	三〇〇円		
一、七一五	四〇〇円	一、八五三	八〇〇円		
一、四六七	六〇〇円	一、六三一	六〇〇円		
一、三五二	五〇〇円	一、四六七	六〇〇円		
板	定	俸	給	年	額
二、一六一	七〇〇円	二、六八一	一一〇円		
一、七一五	四〇〇円	一、一〇八	一〇〇円		
一、四六七	六〇〇円	一、八九八	四〇〇円		
一、三五二	五〇〇円	一、七一五	四〇〇円		

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)  
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項ただし書中「九十五万円」を「九十九万円」に改める。

四、「一〇〇円」を「四八四、一〇〇円」に、「三九五、一〇〇円」を「四〇三、四〇〇円」と、「五一一、〇〇〇円」を「五三三、五〇〇円」に、「三九〇、〇〇〇円」を「四〇〇、一〇〇円」に、「三一、一〇〇円」を「三一〇、一〇〇円」と、「一六〇、〇〇〇円」を「二六六、八〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十九年二

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように

改正する。

「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表中「七九〇」「一〇〇円」を「八〇六、八〇〇円」に、「五九二、七〇〇円」を「六〇五、一〇〇円」に、「四七



(旧軍人等の恩給年額の改定)  
あるのは「十九万八千三百円」とする。

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子について)は、改正後の法律第百五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十九年三月分から同年九月分までの普通恩給又は扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第十三条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「附則別表第六の二」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第一号)附則別表第六」と、同条第四項中「附則別表第八」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第一号)附則別表第七」とする。昭和五十九年三月分から同年七月分までの扶

助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号

附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百一十七万四千円」とあるのは「百一十五万円」と、「九十九万円」とあるのは「九十七万五千円」とする。

#### (職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

#### (恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

#### (多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、その普通恩給の支給年額は、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定後の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和五十九年三月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条第一項又は第十二条第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

#### 附則別表第一(附則第二条関係)

額	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額
八〇四、〇〇〇円	八〇四、〇〇〇円

#### 附則別表第一(附則第二条関係)

附則別表第一(附則第二条関係)	附則別表第一(附則第二条関係)
八二〇、九〇〇円	八二〇、九〇〇円

一、九五九、七〇〇円	一、九九九、三〇〇円	四、七九六、一〇〇円	四、八八九、六〇〇円
二、〇六六、四〇〇円	二、一〇八、一〇〇円	四、八八四、五〇〇円	四、九七九、七〇〇円
二、一一九、〇〇〇円	二、一六一、七〇〇円	五、〇四〇、九〇〇円	五、一三九、一〇〇円
二、一七四、四〇〇円	二、二一八、一〇〇円	五、二〇八、三〇〇円	五、三〇六、七〇〇円
二、二八〇、六〇〇円	二、三一六、三〇〇円	五、二四〇、九〇〇円	五、三三九、三〇〇円
二、三八七、八〇〇円	二、四三五、六〇〇円	五、二七一、七〇〇円	五、三七〇、一〇〇円
二、四一五、六〇〇円	二、四六三、九〇〇円	五、三〇一、六〇〇円	五、四〇一、〇〇〇円
二、五〇四、二〇〇円	二、五五四、二〇〇円	五、三七四、九〇〇円	五、四七三、三〇〇円
二、六二九、八〇〇円	二、六八二、二〇〇円	五、五六〇、八〇〇円	五、六一九、二〇〇円
二、七五四、一〇〇円	二、八〇八、八〇〇円	五、六六六、九〇〇円	五、七六五、三〇〇円
二、八三一、一〇〇円	二、八八七、三〇〇円	五、七三九、二〇〇円	五、八三七、六〇〇円
二、九〇六、〇〇〇円	二、九六三、六〇〇円	五、八一三、二〇〇円	五、九一一、六〇〇円
三、〇五八、一〇〇円	三、一一八、七〇〇円	三、二七〇、四〇〇円	三、二七〇、四〇〇円
三、一〇七、一〇〇円	三、三〇〇、一〇〇円	三、三五二、〇〇〇円	三、三五二、〇〇〇円
三、三三六、二〇〇円	三、四一八、一〇〇円	三、四九七、九〇〇円	三、五六六、八〇〇円
三、三五二、〇〇〇円	三、五七一、八〇〇円	三、六四三、二〇〇円	三、七一四、八〇〇円
三、七八七、五〇〇円	三、八六一、九〇〇円	三、八七八、四〇〇円	三、九五四、五〇〇円
三、九七五、五〇〇円	四、〇五三、四〇〇円	四、一六二、四〇〇円	四、二四三、九〇〇円
四、一六二、四〇〇円	四、二四三、九〇〇円	四、三五二、四〇〇円	四、四三六、五〇〇円
四、四四六、七〇〇円	四、五三三、六〇〇円	四、五三六、九〇〇円	四、六一五、五〇〇円
四、七一六、一〇〇円	四、八〇八、一〇〇円	四、七一六、一〇〇円	一、四一五、〇〇〇円

附則別表第一(附則第三条関係)

重 度 障 害 の 程 度	年		額
	特 别 別 項	項 症	
第一	一	項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第二	二	項 症	四、〇三八、〇〇〇円
第三	三	項 症	三、三五五、〇〇〇円
第四	四	項 症	二、七五四、〇〇〇円
第五	五	項 症	一、七五六、〇〇〇円
第六	六	項 症	一、四一五、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八〇四、〇〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇二一を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、八一三、二〇〇円を超える場合においては、その年額に九八、四〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第三(附則第四条関係)

障 傷 の 程 度	金額
第一 一 款 症	四、二九五、〇〇〇円
第二 二 款 症	三、五六三、〇〇〇円
第三 三 款 症	三、〇五七、〇〇〇円
第四 四 款 症	二、五一二、〇〇〇円
第五 五 款 症	一、〇一四、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六条関係)

障 傷 の 程 度	年額
第一 一 款 症	一、一七七、〇〇〇円
第二 二 款 症	九四四、〇〇〇円
第三 三 款 症	七五八、〇〇〇円
第四 四 款 症	六六八、〇〇〇円

附則別表第五(附則第七条関係)

重 度 障 害 又 は 障 傷 の 程 度	年額
特 别 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第一 一 項 症	一、五五七、五〇〇円
第二 二 項 症	三、〇七五、六〇〇円
第三 三 項 症	二、一〇五、六〇〇円
第四 四 項 症	一、六六七、〇〇〇円
第五 五 項 症	一、三五二、四〇〇円
第六 六 項 症	一、〇九二、九〇〇円
第一 一 款 症	九九四、八〇〇円
第二 二 款 症	九〇六、九〇〇円
第三 三 款 症	七二八、五〇〇円
第四 四 款 症	五八八、六〇〇円
第五 五 款 症	五一六、〇〇〇円

附則別表第六(附則第十二条関係)

板 定 備 給 年 額	金額
二、一六一、七〇〇円	二、五五四、二〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、九九九、三〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、六三一、六〇〇円

附則別表第七(附則第十二条関係)

板 定 備 給 年 額	金額
二、一六一、七〇〇円	二、五五四、二〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、九九九、三〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、八五三、八〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、六三一、六〇〇円

## 理 由

最近の経済情勢にかんがみ恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行うとともに、長期在職の七十

歳以上の旧軍人等に係る板定俸給の引上げ等所要の改善措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の経済情勢に鑑み、恩給年額を増額するとともに、戦没者の遺族及び傷病者等の待遇の改善を図るほか、長期在職の老齢旧軍人等に係る仮定俸給の改善等の措置を講じ、恩給受給者に対する待遇の充実を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

## 1 恩給年額の増額

## (1) 仮定俸給の引上げ

昭和五十八年度における国家公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額を、昭和五十九年三月分以降、三十号俸以下のものにあつては一・一ペーセント、三十一号俸以上のものにあつては一・九ペーセントプラス一千四百円引き上げること。ただし、その引上額は九万八千四百円を限度とする。

## (2) 公務関係扶助料の最低保障額の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の遺族加算(年額九万六千円)を含めた最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現行年額	昭和五十九年三月		昭和五十九年八月	
		改定年額	改定年額	改定年額	改定年額
公務扶助料	一、〇三三〇、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円	一、三七〇、〇〇〇円	一、〇六七、〇〇〇円	一、〇八六、〇〇〇円
特例扶助料	一、〇四七、〇〇〇円	一、〇六七、〇〇〇円	一、〇八六、〇〇〇円		

## (3) 傷病恩給の増額

傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

## (4) 増加恩給

区 分	現行年額	昭和五十九年三月		昭和五十九年八月	
		改定年額	改定年額	改定年額	改定年額
第一項症	三、九五五、〇〇〇円	四、〇三八、〇〇〇円	四、〇六八、〇〇〇円	四、〇九一、九〇〇円	一、一〇八、九〇〇円
第二項症	三、二八六、〇〇〇円	三、三五五、〇　〇円	三、三八五、〇　　円	一、〇九一、九〇〇円	一、一〇八、九〇〇円
第三項症	二、六九七、〇　　円	二、七五四、〇　　円	二、七八四、　　　円	一、〇九四、八〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円
第四項症	二、一三〇、〇　　円	二、一七五、　　　円	二、二一〇、　　　円	九七四、三〇〇円	九九四、八〇〇円
第五項症	一、七二〇、〇　　円	一、七五六、　　　円	一、七七八、　　　円	八八八、二〇〇円	九〇六、九〇〇円
第六項症					
第七項症	一、三八六、〇　　円	一、四五五、　　　円	一、四三五、　　　円	一、二九三、　　　円	一、三〇八、　　　円

## (4) 傷病年金

区 分	現行年額	昭和五十九年三月		昭和五十九年八月	
		改定年額	改定年額	改定年額	改定年額
第一款症	一、一五三、〇〇〇円	一、一七七、〇〇〇円	一、一九二、〇〇〇円	一、一九四、〇〇〇円	一、一九四、〇〇〇円
第二款症	九三五、〇〇〇円	九四四、〇〇〇円	九五四、〇〇〇円	九五四、〇　〇円	九五四、　　〇円
第三款症	七四二、〇　　円	七五八、〇　　円	七六八、〇　　円	七六八、〇　　円	七六八、　　　円
第四款症	六五四、〇　　円	六六八、〇　　円	六七八、〇　　円	六七八、　　　円	六七八、　　　円
第五款症	五〇五、四〇〇円	五一六、〇　　円	五一四、〇　　円	五九六、六〇〇円	五九六、六〇〇円
第六款症	三〇七、〇　　円	三一二、四〇〇円	三二四、八〇〇円	三二四、八〇〇円	三二四、八〇〇円
第七款症	二四二、三〇〇円	二四六、三〇〇円	二四八、一〇〇円	二四八、一〇〇円	二四八、一〇〇円

(4) 傷病者遺族特別年金の増額  
傷病者遺族特別年金の遺族加算(年額四万八千円)を含めた額を、次表のとおり引き上げること。

## 2 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

## (1) 普通恩給の最低保障額

区分	実在職年数	現行年額	昭和五十九年三月
			改定年額
六十五歳以上の者	最短恩給年限以上 限未満	七九〇、二〇〇円 五九二、七〇〇円	八〇六、八〇〇円 六〇五、一〇〇円
六十五歳以上の者	六年以上最短恩給年 六年未満	四七四、一〇〇円 三九五、一〇〇円	四八四、一〇〇円 四〇三、四〇〇円
六十五歳未満の者 (傷病恩給受給者を除く)	最短恩給年限以上 六年未満	五九二、七〇〇円 五九二、七〇〇円	六〇五、一〇〇円 六〇五、一〇〇円
六十五歳未満の傷病恩給受給者	九年以上 六年以上九年未満 六年未満	五九二、七〇〇円 四七四、一〇〇円 三九五、一〇〇円	六〇五、一〇〇円 四八四、一〇〇円 四〇三、四〇〇円

## (2) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	昭和五十九年三月
		改定年額
九年以上 六年以上九年未満 六年未満	五九二、七〇〇円 四七四、一〇〇円 三九五、一〇〇円	六〇五、一〇〇円 四八四、一〇〇円 四〇三、四〇〇円
五年未満	三九五、一〇〇円	四〇三、四〇〇円

扶養加給の増額扶養加給の年額を、昭和五十九年三月分以降、次のとおり増額すること。

(1) 傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を、一人に

十四万四千円から十四万七千六百円に引き上げるとともに、増加恩給又は第一款症以上上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、二人までに係る加給の年額を、一人に

つき四万二千円から四万五千六百円（妻が

ない場合の一人に係る加給の年額については九万六千円から九万九千六百円）に引き上げること。

(2) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、二人までに係る加給の年額を、一人につき四万二千円から四万五千六百円に引き上げること。

長期在職の旧軍人又はその遺族で、七十歳以上のもの（七十歳未満の妻子を含む。）に係る仮定俸給の格付けを、昭和五十九年十月分以降、一号俸引き上げること。

5 恩給外所得による普通恩給の停止基準の改正

恩給外所得による普通恩給の一部停止に関する基準額及び停止率を、昭和五十九年七月から、それぞれ引き上げること。

昭和五十九年四月二十四日  
内閣委員長 片岡 清一  
衆議院議長 福永 健司殿  
〔別紙〕

内閣委員長 片岡 清一

衆議院議長 福永 健司殿

〔別紙〕

二 議案の可決理由  
本案は、最近の経済情勢にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党・革新共同の柴田睦君外一名から「昭和五十八年の人事院勧告に基づき、公務員給与の改定が行われたとした場合の従来の方式により、恩給の改善を行った結果、昭和五十九年三月一日から実施する。旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否

決された。

本修正案に対しても、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して中西総理府総務長官より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十九年度一般会計予算に約三百三十九億九千八百万円が計上されている。  
なお、昭和六十年度以降平年度所要額は、約四百九十四億六千五百万円の見込みである。右報告する。

昭和五十九年四月二十四日  
内閣委員長 片岡 清一  
衆議院議長 福永 健司殿  
〔別紙〕

一 恩給の実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。  
二 恩給の最低保障額については、引き続きその修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否



昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

七四六

年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれらの税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市

町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額』とする。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

		の種類		測定単位	単位	費用用
道府県	経費の種類	道府県	経費の種類			
1 警察費	1 道路橋りよう費	1 警察職員数	一人につき	六、四四九、〇〇〇円		
2 土木費	2 経費投資的	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇		
3 港湾費	3 経費投資的	道路の延長	一キロメートルにつき	三、九三四、〇〇〇		
4 その他の土木費	4 経費投資的	河川の延長	一キロメートルにつき	七七、八〇〇		
教育費	教育費	河川の延長	一キロメートルにつき	四四九、〇〇〇		
人口	人口	河川の延長	一メートルにつき	一一一、八〇〇		
延長	延長	河川の延長	一メートルにつき	七、九六〇		
港湾施設を含むる外郭施設だけを含むる港湾(漁港を含むる)における施設の設置のための延長	港湾施設を含むる外郭施設だけを含むる港湾(漁港を含むる)における施設の設置のための延長	河川の延長	一メートルにつき	六四四		
人口	人口	河川の延長	一メートルにつき	一、七九〇		

1 費	2 費	3 費	4 費	5 費	1 費	2 費	3 費	4 費	5 費	1 費	2 費	3 費	4 費	5 費
(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費	(2) 費	(1) 費
経常経	投資的	経常経	投資的	経常経	投資的	経常経	投資的	経常経	投資的	経常経	投資的	経常経	投資的	経常経
林野行政	農業行政	産業経済費	衛生費	厚生労働費	社会福祉	生活保護	教育費	その他の教育費	投資的	経常経	投資的	経常経	投資的	経常経
耕地面積	農家数	失業者数	人口	人口	町村部人口	人口	人口	人口	児童及び生徒数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数
耕地の面積	農家数	失業者数	人口	人口	町村部人口	人口	人口	人口	学級数	教職員数	生徒数	教職員数	生徒数	教職員数
一ヘクタールにつき	一戸につき	一人につき	二、五三〇	二、〇〇〇	七七七、〇〇〇	五八六、〇〇〇	一二六、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇						
一ヘクタールにつき	一戸につき	一人につき	四、二五〇	二、〇〇〇	五八六、〇〇〇	五八六、〇〇〇	二、〇〇〇	二、九九一、〇〇〇						
一ヘクタールにつき	一戸につき	一人につき	三六七	二、〇〇〇	五八六、〇〇〇	五八六、〇〇〇	三、〇八四、〇〇〇	三、〇八四、〇〇〇						
一ヘクタールにつき	一戸につき	一人につき	四、〇三〇	一、〇〇〇	四七七、〇〇〇	四七七、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇						
一ヘクタールにつき	一戸につき	一人につき	五六一、〇〇〇	一、〇〇〇	五五、一〇〇	五五、一〇〇	二、五二〇	二、五二〇						

九 償還資 財源対策債	八 費 補てん 地方税減収	七 災害復旧費	六 政費 その他の行 政	五 1 費 徴税費	四 2 費 恩給費 (1) 経常経 費	三 3 費 その他の 諸費用 (2) 投資的 経費	二 4 費 商工行政 経費 (1) 経常経 費	一 5 費 水産行政 (2) 投資的 経費	3 6 費 林野の面積
額れ発年の度入及十度入の年及び六か年をめ方許可お該対各五年と行のさて各策年十で五年	地をめ財度昭和五年の減收地をめ財度昭和五年の減收	各入か昭和五年の減收地をめ財度昭和五年の減收	昭和五年の度入及十度入の年及び六か年をめ方許可お該対各五年と行のさて各策年十で五年	面積	人口	人口	道府県税の税額	水産業者数	一人につき
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一、三九、六〇〇
				一、〇五五、〇〇〇	三、三六〇	二、六六〇	一、〇五五、〇〇〇	一、三三〇	一、三四、〇〇〇
				六八四、〇〇〇	九五〇	一、六八〇	六八四、〇〇〇	三八、七〇〇	三八、七〇〇
				一六八			一六八	一五六	一五六

昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

1 小学校費		2 中学校費		3 高等学校費		4 教育費		4 その他の経費		3 生徒の経費		2 経常経費		1 経常経費		
児童数	学級数	学校数	学級数	学校数	生徒数	学級数	学校数	生徒数	学級数	学校数	生徒数	学級数	学校数	生徒数	学級数	
一人につき	二六、三〇〇	一学級につき	四九六、〇〇〇	一校につき	五六一、〇〇〇	一学級につき	六四三、〇〇〇	一校につき	五八六、〇〇〇	一学級につき	四、三九九、〇〇〇	一学級につき	五八六、〇〇〇	一校につき	四九六、〇〇〇	
人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	人口	教職員数	生徒数	生徒数	教職員数	生徒数	生徒数	教職員数	生徒数	生徒数	
人口	人口	人口	人口	市部人口	人口	人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	一 人につき	五、三六一、〇〇〇	三五、四〇〇	二一、〇〇〇	四、三三〇	一八七	三、八八〇	二、一二〇	一、五六〇	三、九六〇	五〇八
経費投資的	経常経費	社会福祉費	生活保護費	厚生労働費	経費投資的	経常経費	(1)教育費	(2)その他の経費	(1)教育費	(2)その他の経費	(1)教育費	(2)その他の経費	(1)教育費	(2)その他の経費	(1)教育費	(2)その他の経費
4 費	3 費	2 費	1 費	4 費	3 費	2 費	4 費	3 費	4 費	3 費	4 費	3 費	4 費	3 費	4 費	3 費

七四八

五 産業経済費		1 農業行政費		2 商工行政費		3 その他の産業経済費		4 政費		5 勤労費	
失業者数	一につき	農家数	一戸につき	農家数	一戸につき	農業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	世帯数	人口	農業者数	一につき
八 辺地対策事業償還費	二七、九〇〇	八、二〇〇	六〇八	一一〇、三〇〇	〇	一九、三〇〇	一、九〇〇	八、三〇〇	八、二六〇	八、三〇〇	一につき
七 災害復旧費	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇
(1) 費	面積	人口	面積	人口	面積	人口	世帯数	世帯数	人口	世帯数	人口
(2) 経費	一平方キロメートルにつき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	八、三三三、〇〇〇	八、三〇〇	八、二六〇	八、三〇〇	一につき
八 辺地対策事業償還金に係る元利償還金を許可されたため発行した元利償還金による災害復旧事業の財源に充てたもの	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	一、五七〇	二四九、〇〇〇	一、五七〇	一、五七〇	一につき
九 八 辺地対策事業償還金に係る元利償還金を許可されたため発行した元利償還金による災害復旧事業の財源に充てたもの	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	〇	〇	〇	〇	一につき

昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

年 度	控 除 額
昭和六十六年度	三千六百三十四億円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)  
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。  
附則第五条第一項を次のように改める。  
交付税及び譲与税配付金勘定においては、昭和五十九年度から昭和七十四年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和五十九年度分につき、あつては十一兆五千二百十八億七千八百万円（以下「昭和五十九年度分の借入金限度額」という。）、昭和六十年度から昭和六十五年度ま

での各年度にあつては、昭和五十九年度分の借入金限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に帰属させることとした五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する金額を控除して得た金額（以下「昭和六十年度分等の借入金限度額」という。）昭和六十六年度から昭和七十四年度までの各年度にあつては、昭和六十年度分等の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応する同表の下欄に掲げる控除額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において借入金をすることができる。

年 度	償 還	額
昭和六十六年度		三千八百五十六億円
昭和六十七年度		四千六百六十六億円
昭和六十八年度		五千七十六億円
昭和六十九年度		五千五百九億円
昭和七十年度		五千九百六十二億円
昭和七十一年度		六千四百八十九億円
昭和七十二年度		七千五十三億九千万円
昭和七十三年度		六千七百七十八億三千萬円
昭和七十四年度		六千五百五十五億円
昭和七十五年度		六千三百三十二億四千三百萬円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

での各年度につては、昭和五十九年度分の借入金限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に帰属させることとした五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する金

一六八	出でいわ	正だりあ
一五六		
八二		

附則第五条第三項を次のように改める。

### 附 則

附則第六条中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改める。  
附則第七条を次のように改める。

用する。  
（交付税及び譲与税配付金勘定の借入金の一般  
会計への帰属等）

3 第一項の規定による借入金の利子の支払を充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができ

（施行期日等）  
附 則  
2 1 この法律は、公布の日から施行する。  
第一条の規定による改正後の地方交付税法の  
規定は、昭和五十九年半度分の地方交付税から適

昭和六十一年度  
昭和六十八年度  
昭和六十九年度  
昭和七十年度  
昭和七十年度  
昭和七十二年度  
昭和七十三年度  
昭和七十四年度

四千六百二十四億円  
五千二十四億円  
五千四百七十一億円  
五千九百五十八億円  
六千四百五十一億円  
七千二十五億九千万円  
六千七百五十二億七千万円  
六千百三十五億円

## 理由

地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとし、昭和五十九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行ふとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するほか、交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の一部を一般会計へ帰属させるとともに、その償還期間を変更する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

## (一) 地方交付税法の一部改正

## 1 地方交付税の総額の特例

## (1) 地方交付税の総額の特例措置の新設

付金特別会計における借入金の一部を一般会計へ帰属させるとともに、同会計における借入金の償還方法を変更し、あわせて所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、当分の間、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることを法定し、昭和五十九年度分の地方交付税の総額について所要の加算を行ふとともに、各種の制度改正等に伴い必要となる行政経費の財源を

措置するため、地方交付税の単位費用を改正す

るほか、交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の一部を一般会計へ帰属させるとともに、その償還期間を変更する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

おける当該各年度分の利子負担額との合算額を減額したこと。  
イ 昭和五十九年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の額から昭和五十九年度分の利子負担額三千六百三十八億円を減額した額に、地方交付税の特例措置額千七百六十億円を加算した額とすること。

ウ 昭和五十九年度の特例措置額千七百六十億円のうち既往の臨時地方特別交付金相当額千四百六十億円を除いた三

は原則として行わないこととし、代わつて、当分の間、法律の定めるところにより、地方交付税の総額について、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずること。

## (二) 改正

## 2 基準財政需要額の算定方法の改正

## 3 生活保護基準の引上げ、老人保健制度の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等

交付税及び譲与税配付金勘定における借入金十一兆五千二百十八億七千八百万円のうち、国が負担することとされていた五兆八千

二百七十七億六千三百万円に相当する借入金については、一般会計に帰属させるとともに、残余の同勘定の借入金五兆六千九百四十

一億千五百万円については、今後これに係る利子を含めて地方が負担することとし、あわせてこれらの借入金の償還期間について、現行の昭和五十九年度から昭和七十三年度まで

を昭和六十六年度から昭和七十五年度までに変更すること。

## 4 最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を設けるとともに、

住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密対策、過疎対策、消

防救急対策、公害対策等に要する経費の財

付金勘定の借入金の償還額と同勘定に

源を措置し、あわせて投資的経費の地方債合算額を減額したこと。

振替後の所要経費の財源を措置するほか、昭和五十八年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入すること。

所要の加算を行うほか、各種の制度改正等に伴い必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に地方交付税交付金として八兆五千二百一十六億六千四百五十二万九千円が計上されている。右報告する。

昭和五十九年四月二十四日

地方行政委員長 大石 千八  
衆議院議長 福永 健司殿

[別紙]

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 今回の地方交付税の総額についての特例措置

は、やむを得ずとられた暫定的な措置である」とにかんがみ、今後、地方交付税法第六条の三地方交付税の単位費用を改正する等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に地方交付税交付金として八兆五千二百一十六億六千四百五十二万九千円が計上されている。右報告する。

昭和五十九年四月二十四日

地方行政委員長 大石 千八  
衆議院議長 福永 健司殿

[別紙]

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 今回の地方交付税の総額についての特例措置

は、やむを得ずとられた暫定的な措置である」とにかんがみ、今後、地方交付税法第六条の三地方交付税の単位費用を改正する等の措置を講じようとする本件は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に地方交付税交付金として八兆五千二百一十六億六千四百五十二万九千円が計上されている。右報告する。

昭和五十九年四月二十四日

地方行政委員長 大石 千八  
衆議院議長 福永 健司殿

[別紙]

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 今回の地方交付税の総額についての特例措置

は、やむを得ずとられた暫定的な措置である」とにかんがみ、今後、地方交付税法第六条の三

地方公共団体の職員の増加をもたらすような施策は厳に抑制するとともに、現行の法令等に

よる職員の必置規制については、早急に見直しを行うこと。

第二項の本来の趣旨に沿い、恒久的な措置を講ずるよう努力すること。

九 地方公共団体に対し行政改革を推進させるに当たっては、地方公共団体の自主的・計画的な財政運営をそこなわないよう留意すること。

右決議する。

四 地方公共団体の事業として同化定着しているものに係る補助金等については、一般財源に振り替えるとともに、類似ないし同一目的の補助金については、極力統合・メニュー化を進めること。

右

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案

五 第九次道路整備五か年計画における地方道整備の促進を図るため、地方、特に市町村の道路目的財源を拡充強化すること。

右

国会に提出する。

昭和五十九年三月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

六 地方財政計画について、地方財政運営の指針化に関する法律

地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に関する法律案

六 地方財政計画について、地方財政運営の指針化に関する法律

としての機能を發揮させるため、その内容の充実を図ること。

(大麻取締法の一部改正)

第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

(漁船法の一部改正)

第四条 漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内に

を勘案して政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

第十一條中「するときは、登録の変更又は免許証の再交付を」を削り、「手数料として一千四百円」を「実費を勘案して政令で定める額の手数料」に改める。

第二条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「一頭につき一年一千百円以内」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)

第三条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千三百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第三条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千三百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める」を「実費を勘案して政令で定める額」に改める。

(漁船法の一部改正)

第四条 漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「次の表の上欄に」を「次に」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内に



(七) 建築士法(免許申請等手数料)

(八) 宅地造成等規制法(許可申請手数料)

△) 都市計画法(開発許可申請手数料)

## 二 議案の可決理由

最近における経済情勢等に鑑み、費用負担の適切な調整に資するため、地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化を図るうとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和五十九年四月二十四日

地方行政委員長 大石 千八

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院会議録第十六号中正誤

△) 段行誤	正
△) 云形式	形成
△) 段行誤	正
△) 云形式	その対象

衆議院会議録第十七号中正誤

明治三十五年三月二十日可付

昭和五十九年四月二十五日 衆議院会議録第二十一号

七五四

## 発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 三四一〇六〇(大蔵)  
平 105

二定価  
二二〇円